

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 元

- 1 日時
平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 4 時 14 分散会
（うち休憩 午後 0 時 1 分～午後 1 時 1 分、午後 3 時 5 分～午後 3 時 16 分）
- 2 場所
第 3 委員会室
- 3 出席委員
高橋元委員長、神崎浩之副委員長、飯澤匡委員、高橋昌造委員、岩淵誠委員、
田村誠委員、小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、引屋敷担当書記、高橋併任書記、蛇口併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 労働委員会事務局
齋藤労働委員会事務局長、中居審査調査課総括課長
 - (2) 商工労働観光部
橋本商工労働観光部長、菅原副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、
永井商工企画室企画課長、山村経営支援課総括課長、
鈴木ものづくり自動車産業振興課総括課長、佐藤自動車産業振興課長、
佐藤産業経済交流課総括課長、平井観光課総括課長、
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、千田労働課長
 - (3) 教育委員会
高橋教育長、八重樫教育次長兼教育企画室長、平賀教育次長兼学校教育室長、
金田参事兼教職員課総括課長、小畑予算財務課長、宮澤学校施設課長、
石田学校企画課長、松葉首席指導主事兼特命課長、
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、
木村高校改革課長、民部田首席指導主事兼特別支援教育課長、
大林首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、
佐々木特命参事兼文化財課長、長谷川生涯学習文化課特命参事、
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、

佐藤首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
山形首席経営指導主事兼県立学校人事課長

(4) 総務部

佐藤副部長兼総務室長、及川総務室管理課長、細川法務学事課総括課長、
千葉私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

ア 議案第 82 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 7 号)

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第 82 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 7 号)

イ 議案第 88 号 平成 26 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算 (第 2 号)

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第 82 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 7 号)

イ 議案第 134 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を
定めることについて

(4) 総務部関係審査

(議案)

ア 議案第 82 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 7 号)

9 議事の内容

○高橋元委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議
を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。

議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 7 号)、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳
出予算補正中、歳出第 5 款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中居審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして御説明申し上げま
す。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、
説明書の 136 ページをお開き願います。

今回御審議をお願いいたしますのは、第 5 款労働費、第 3 項労働委員会費を 1,142 万
1,000 円を減額しようとするものであります。

目別の内訳でございますが、1目委員会費22万4,000円の減額は、委員会運営に要する経費の減を補正しようとするものであります。

2目事務局費1,119万7,000円の減額は、事務局職員が年度当初から1名欠員となっていること及びその他事務局の管理運営に要する経費の減を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 せっかくの機会ですので。一つは1名欠員ということで、この欠員の理由は何なのか、なぜ補充されなかったのか。

もう一つは、2月補正というのは一つの年度のまとめの性格をもちますので、今年度の労働相談、また仲裁の申請など、今年度の労働委員会の対応件数、その処理状況、これについてお聞きをしたい。

○中居審査調整課総括課長 まず、1名の減員でございますが、これは災害関係の復興に関する人員ということで、平成23年6月から復興局に1名行っておりますので、その分の減が続いているということでございます。総務部には要求しておりますけれども、県全体のいろいろな必要性ということで行っておりますので、ある意味いたし方ないと考えてございます。

第2点目でございます。今年度の事件でございますけれども、まず取り扱いました事件につきましては、不当労働行為の救済申し立てが1件、これはただいま継続中でございます。それと労働争議の調整、これは労働組合からのあっせん申請が5件ございました。そのうち2件は昨年度からの繰り越しでございますけれども、年度当初は5件、継続中になります。これにつきましては、いずれも終結してございます。3件があっせんの結果、解決、2件が取り下げになっております。もう一点、個別労働関係紛争のあっせんでございますが、これは1件ございまして、これもあっせん案の受諾で解決しております。

それから、労働相談でございますけれども、4月から2月まででございますが、全部で182件ございまして、昨年度よりは若干減ってございますけれども、平成23年度に比べますとかなりふえています。

失礼いたしました。労働相談の件数でございますけれども、173件でございます。訂正させていただきます。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 5 款労働費のうち商工労働観光部関係、第 7 款商工費及び第 11 款災害復旧費、第 4 項商工労働観光施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 5 款労働費、第 7 款商工費及び第 11 款災害復旧費、第 4 項商工労働観光施設災害復旧費並びに議案第 88 号平成 26 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原副部長兼商工企画室長 議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その 3）の 7 ページをお開き願います。当部の補正予算は、5 款労働費 11 億 6,193 万 1,000 円の減額のうち、3 項労働委員会費を除いた 11 億 5,051 万円の減額、7 款商工費の 68 億 784 万 1,000 円の減額、次に 9 ページに参りまして、11 款災害復旧費、4 項商工労働観光施設災害復旧費の 57 億 7,718 万 2,000 円の減額、以上合計で 137 億 3,553 万 3,000 円の減額補正でございます。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承をお願いします。

それでは、予算に関する説明書の 132 ページをお開き願います。5 款労働費、1 項労政費、1 目労政総務費の管理運営費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業のうち、平成 25 年度で廃止となりました重点分野雇用創出事業等について、確定した不用額を国に返還する必要があることから増額補正をしようとするものであります。

2 目労働教育費の各種労働講座開設費は、労働環境の整備を図るために実施した雇用・労働フォーラム開催経費等について事業費の確定に伴い、減額補正を行うものであります。

次に、133 ページに参りまして、4 目雇用促進費は、上から四つ目の緊急雇用創出事業費補助、これは市町村が行う緊急雇用創出事業について補助するものであり、事業計画の変更など市町村からの報告に基づき減額補正を行うものであります。

中ほど 8 節報償費の右横の起業支援型地域雇用創造事業費は、立ち上げから 10 年以内の

企業等に委託する雇用創出事業であり、実施する事業所数が計画を下回ったことに伴い、減額補正を行うものであります。

その二つ下のいわてしごと人材創生事業費は、国の経済対策による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した新規事業であります。U・Iターンの促進や若者の県内定着を支援するとともに、県外で働く企業人材を試験的に雇用する本県中小企業等に対して、受け入れ費用の一部について補助等を行おうとするものであります。

一番下の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、生活困窮者の自立支援に関する相談事業等に要する経費について、国からの交付金を基金に積み増ししようとするものであります。

次の134ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の一番下の女性就業援助費は、女性の再就職を支援するための技術講習等を開催するものであり、事業費の確定に伴い、減額補正を行うものであります。

2目職業訓練費の下から二つ目の就職支援能力開発費は、離職者等の再就職を促進するための職業訓練の委託であり、事業費の確定に伴い、減額補正を行うものであります。

次に、163ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の岩手産業文化センター施設整備事業費は、外壁等の改修工事について設計に時間を要したことや工法の変更などにより、今年度内の施工が困難となったことから減額補正を行うものであります。なお、改修工事につきましては、平成27年度に施工することとし、平成27年度当初予算に改めて予算計上しているところであります。

次に、いわての県産品販売促進事業費は、国の経済対策による交付金を活用した新規事業であり、県産品の消費を喚起、拡大するため、インターネットや県のアンテナショップを通じた県産品の購入に対して助成等を行おうとするものであります。

次に、いわてに泊まろう誘客促進事業費につきましても、国の交付金を活用した新規事業であり、県内への誘客を促進するため、旅行券の発行などを通じ、県内への旅行喚起を図ろうとするものであります。

次の未来の産業人材育成事業費につきましても、国の交付金を活用した新規事業であり、本県のものづくり産業を支える人材を育成するため、小中高生を対象とした県内企業の紹介DVDの作成、配付、工場見学等を実施しようとするものであります。

次の地方創生・地域産業緊急重点強化支援事業費補助につきましても、国の交付金を活用した新規事業であり、県内生産の拡大や魅力ある雇用の受け皿づくりを促進するため、県内企業に対し設備投資に要する経費の一部を補助しようとするものであります。

次に、164ページに参りまして、2目中小企業振興費、一番上の商工観光振興資金貸付金は、設備の改善や事業の推進などに必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、他の低利、長期な資金等が活用されたことから減額補正を行うものであります。

次の中小企業経営安定資金貸付金は、経営安定に資するための運転資金や経営改善の取

り組みに必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、これも他の低利、長期な資金等が活用されたことから減額補正を行うものであります。

少し飛びまして、中小企業東日本大震災復興資金貸付金は、被災した中小企業者に対して事業を再建するために必要な資金について、貸付原資の一部を金融機関に預託し融資するものであり、事業者による期限前の一括返済等が多く発生したことにより減額補正を行おうとするものであります。

その二つ下の地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金は、今後の成長等が期待される中小企業の設備投資を支援するため、公益財団法人いわて産業振興センターが行う設備貸与事業に要する事業原資を貸し付けするものであり、他の低利、長期な資金等が活用されたことから、事業を精査した結果、減額補正を行うものであります。

次に、165 ページに参りまして、3 目企業立地対策費の上から二つ目の企業立地促進資金貸付金は、県内に工場等を新設または増設しようとする企業に対する貸付原資の一部を金融機関に預託するものであり、年間所要見込み額の精査の結果、減額補正を行うものであります。

4 目中小企業経営指導費の二つ目の中小企業ベンチャー支援事業費補助は、中小企業やベンチャー企業を総合的に支援するため、公益財団法人いわて産業振興センターに補助するものであり、補助対象人件費の実績見込みにより減額補正を行うものであります。

165 ページの下の6 目工業技術センター費の地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営交付金は、センター職員の退職者に係る退職手当等の実績見込みにより増額補正を行うものであります。

次に、166 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の上から五つ目のいわて観光創生プロモーション事業費は、国の経済対策による交付金を活用した新規事業であり、県内への誘客を促進するため、観光PR隊によるプロモーション活動の実施や、学会等の沿岸地域におけるエクスカッションに要する経費の一部の補助を行うほか、土産品の開発への支援等を行おうとするものであります。

次のいわてまるごと国際観光推進事業費につきましても、国の交付金を活用した新規事業であり、外国人観光客の誘客を促進するため、情報発信を強化するとともに、観光事業者等に対して受け入れ環境の整備に係る経費の一部を補助しようとするものであります。

2 目観光施設費の二つ目のみちのく岩手観光案内板整備事業費は、国道4号線の道路拡幅工事に伴い、占有許可を受けていた観光案内板を解体、撤去した経費について、事業費の確定に伴い、減額補正を行うものであります。

次に、215 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、4 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、国と県が連携して補助する、いわゆるグループ補助金でございますが、用地の確保が困難等の理由により新規申請数が見込みを下回ったことに伴い、減額補正を行うものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）に戻

りまして、11 ページをお開き願います。11 ページは、第2表繰越明許費補正追加の表でございまして、当部の関係部分は13ページの5款労働費の123億6,489万9,000円、それから17ページに参りまして、7款商工費の25億3,426万5,000円、それから22ページでございまして、11款災害復旧費が掲載されておりますけれども、これの23ページの一番下になります。4項商工労働観光施設災害復旧費の9億1,786万7,000円でございます。以上合計いたしますと158億1,703万1,000円を翌年度に繰り越しを行おうとするものであります。これらの事業は、計画調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が困難になったことによるものでございます。

一般会計補正予算の説明は以上でございます。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。45ページをお開き願います。議案第88号平成26年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億6,992万2,000円を減額し、総額を34億9,400万円とするものであります。

次の46ページに参りまして、歳入でございます。主なものは、1款繰入金、1項一般会計繰入金は、貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額するものであります。

3款諸収入、1項貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込み額の減等に伴う減額であります。

4款県債、1項県債は、中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入額の減額であります。

次は47ページに参りまして、歳出であります。主なものは、1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付費は、公益財団法人いわて産業振興センターの小規模事業者に対する無利子貸し付けに係る年間所要見込み額の減等に伴う減額であります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

○岩淵誠委員 国の経済対策の関連でさまざま事業も出てきているわけでありましてけれども、それについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

2月補正に入っております国の経済対策による新規事業としては、商工労働観光部は七つの事業があるかと思っております。これにつきましては、当然国の経済対策で財布が決まっておりますので、なおかつソフト事業ということでしょうかから、新年度に繰り越して、その年度いっぱい完了する。なおかつ、これはどちらかというと物を買ってもらったり、泊まってもらったりという話だったのですけれども、必ず予算が枯渇するまでの事業ですよというのが大体一般的かと思うのですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○永井企画課長 今般御提案してございます補正事業のうち、国の補正予算に伴います住民生活等緊急支援交付金の概要についてのお尋ねでございます。

まず、その趣旨でございますが、二つのタイプがございまして、一つは地方消費喚起・

生活支援型という事業でございます。これは地方公共団体が実施する地域における消費喚起策や雇用調整効果を有する生活支援策に対して事業を行うものでございます。もう一つは、地方創生先行型でございまして、本県でもございますが、今後地方公共団体が策定をいたします地方版の創生戦略の策定と、それに伴う施策の実施に対して支援をするという資金でございます。

この経費ですが、まず地方消費喚起型につきましては、委員御案内のとおり、今年度、平成26年2月補正で措置をいたしまして、来年度に全額を繰り越しまして、平成27年度に効果を発現するように取り組むことになってございます。それから、もう一つの地方創生先行型のタイプにつきましては、地方版の総合戦略を、平成31年まで策定するということになってございますけれども、この施策の具現化ということでの予算措置でございます。したがって、現時点では来年度以降、この2種類についての予算措置がどうなるかについては、国から明確に示されてはございませんけれども、今般2月補正で計上した事業につきましてはそれぞれ所期の目的に従って効果が発現するように取り組んでまいりたいと考えております。

〔岩淵誠委員「答弁漏れ」と呼ぶ〕

○永井企画課長 今回国から示された予算額につきましては、全額執行する形で予算計上してございますので、事業計画に基づいてしっかりと予算を執行してまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 何で聞いたかという、必ず、例えば県産品販売促進とか、いわてに泊まろう誘客促進というような類いのものは、かつてエコカーの導入補助というのがあって、たしかこれは申請主義か、それともどうかというのでもめたことがあったと思います。言葉は正確かどうかわかりませんが、それは使い切り予算ということで、ある程度前倒しで人気になるようだといいのですけれども、例えば年度途中の9月までで終わってしまっ、翌月からは3割補助ですとか、半額補助ですよとなると、これはそれぐらい来てほしいのですけれども、実際問題もめる。前回ももめたわけですが、それはそういうような認識でいいのかどうか。

○永井企画課長 今回御提案させていただいている事業のうち、御指摘の件については消費喚起型の2事業、いわてに泊まろう誘客事業ですとか、あるいはいわての県産品販売促進事業へのお尋ねかと思えます。これにつきましては国からの交付金の示された額で今般17億円余の予算を要求させていただいてございますけれども、基本的にはこの財源は国の交付金で措置しているということに鑑みまして、この交付金、いわゆる予算額が執行されれば、その時点で事業は終了というふうに考えてございます。

○岩淵誠委員 前提はわかりました。

それでは、個別に入っていきます。いわてしごと人材創生事業は8,400万円余の予算計上になっていますが、これは二つに分かれるのですね。人材確保支援事業費補助とプロフェッショナル人材マッチング促進事業費ということでそれぞれ分かれるわけでありませ

れども、全体としてはお試し就業の場合に受け入れ補助、補助率2分の1でやるというような中身でございますけれども、それぞれ目的が違って別事業になっていますので、どこで何に使えるかということについて、それぞれ御説明願えれば。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 いわてしごと人材創生事業でございますが、一つがプロフェッショナル人材マッチング事業といたしまして、これは都市部において企画業務ですとか事業の運営について実績を有する方に本県でそのノウハウを生かしていただきたいということで、一定期間、今のところ考えていますのは3カ月程度のお試し期間について、経費の一部を助成しようというものでございます。これにつきましては、全体スキームは国が制度設計いたします全国プロフェッショナル人材センターとの連携で大きく動くものでございます。その辺の概要がまだ固まっておりますが、いずれその詳細について情報収集いたしまして対応したいと思っております。経費の賃金、お試し期間の賃金助成をするというものでございます。

もう一つが、大きな事業としましては、U・Iターンに係る情報発信の経費を盛り込んでおります。中小企業が大手情報サイトを初めて活用するという場合に、その経費の一部を助成しようということで、これは当初予算に同じようなものを盛り込んでいますが、その当初と補正、両方合わせて一体的に運用したいと考えています。

○岩淵誠委員 そうしますと、人材確保支援事業費補助というのはPR経費への補助であって、プロフェッショナル人材マッチング促進事業というのはお試し就業であると、こういう理解でいいですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 はい。

○岩淵誠委員 わかりました。

それから、きのうの一般質問の中で若干あったのですが、県産品の販売促進事業費、この事業内容はインターネットやアンテナショップにおいて県産品の割引販売等を展開するというので、割引率3割ということでもありますけれども、インターネットサイトをそれぞれ個店とかが持っているわけでもありますけれども、その対象範囲、事業主体のあたりはきちんと決まっているのでしょうか。あと、アンテナショップですが、これは銀河プラザだけとかそういう話ではないと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

○佐藤産業経済交流課総括課長 いわての県産品販売促進事業についてのお尋ねでございます。まず想定をしておりますインターネットの販売についての主体等に関してでございますけれども、現時点ではネットの通販の事業者等について、まず岩手のこの事業を実施する運営事業者を公募等で選定することを想定しておりまして、今後そういった作業をしていく予定でございます。そちらのほうに県内の製造事業者の皆様こういった事業の実施をするということをお知らせしまして、参加を呼びかけて実施していこうと考えているものでございます。

次に、実店舗でありますアンテナショップでも展開を予定しているところでございますけれども、こちらは、東京の銀河プラザだけではございませんで、東京、大阪、福岡等で

も実施する予定でございます。

○**岩渕誠委員** このアンテナショップというのは、要は県で運営しているアンテナショップでやるということですか。

○**佐藤産業経済交流課総括課長** 委員おっしゃるとおり、県の設置しているアンテナショップ等で実施するというところでございます。

○**岩渕誠委員** これは経済対策で、いろんな言われ方をするわけでありましてけれども、ある予算はしっかり使って、県産品の拡大になればいいわけでありまして、総体として岩手県を売り込むということになると、取り扱い品目から何か拡大をした中で3割減というような価格ですね、割引していくということにならないと、ただ既存店舗の3割引きとかというような話になると、そこに入っている既存の業者だけが恩恵を受けるという話になるわけでありまして。やはり、今そこに出ていないのだけれども、もっといいものがいっぱいあるわけですね。そういったところが参画をした上でこの割引率3割というような適用にならないと、せっかくの予算なのだけれども、既存業者だけよくて、例えばこれからまさに6次産業化で新しい商品が出てきて、これはいいもので販路拡大したいのだけれども、全然いいものでないから、それは3割引きになりませんよという話では、全然予算の使い方としてはもったいない話だというふうに私は思っています。

同じように、いわてに泊まろう誘客促進事業、5割引きで観光客が来るという、これは大変ありがたいことなのですが、観光戦略の中で私も申し上げましたけれども、例えば泊まったときに、食というものがあって、せっかく5割引きで来た人たちに対して、もう一回来てもらうということからすると、そういったところに、ただ国から来た予算を振り分けるのではなくて、ゼロ予算でもいいのですけれども、食をどうするのだとか、きちんとその手当てをしていかないと、これはもう予算が終わればあと終わりという事業ですから、金の切れ目が縁の切れ目では困るわけでありまして。そのプラスアルファの事業といえますか、取り組みを県がどう考えているかというのがこの予算を生かすか殺すかという問題になってくるかと思うのですが、このあたり県は何か対策を考えていますか。

○**平井観光課総括課長** いわてに泊まろう誘客促進事業を例に申し上げさせていただきますが、この事業は委員おっしゃるとおり、宿泊費を割引いて、泊まり客を誘客するものでございまして、一定の期間実施するものです。しかしながら、今般補正予算で御提案申し上げておりますいわて観光創生プロモーション事業、それからいわてまるごと国際観光推進事業等の既存の事業におきまして、委員おっしゃった食のPRとか、または沿岸に向かいます復興応援バスツアーの運行助成とか、そういうことを組み合わせて県内を回遊していただくことと、それからおもてなしの体制等を整えましてリピーターを確保するというところを組み合わせたいと考えております。

○**佐藤産業経済交流課総括課長** 岩渕委員の御質問に関しまして、いわての県産品販売促進事業を例にとって御説明いたしますけれども、一過性の消費の喚起に終わらないように、

本事業の中で県産品の魅力あるいは商品情報の発信を行う事業をあわせて組んでおります。具体的にはアンテナショップを活用した実演や試食による販売促進とか鉄道の関連広告、雑誌媒体等を使つての岩手の県産品のPR、あるいはネットを使いますので、ウェブサイトやインターネットでもいろいろと割引販売自体の周知や県産品の情報を提供していくことをあわせて、この事業のみならず、その後有効に活用したいと思つています。また今回ネット販売に関しまして、今ネット販売を活用していない事業者の方々にもぜひこの機会に参加していただくことを通じまして、新しい商品等もそういったことで県産品をPRしていくとともに、この事業を通じてネット販売の可能性への御理解や、あるいはネット販売のノウハウの蓄積、そういったものの獲得も狙いとしております。この事業を通じて得たそういったノウハウ等を今後その事業後に生かしていけるように、県としても今の時点からフォローアップの体制についていろいろと検討してまいりたいと存じます。

○岩淵誠委員 最後にします。今インターネットをやっていない事業者という話がありました。観光課総括課長からもいろんな話ありましたが、私はちょっと考え方違うのではないかと思つています。インターネットにしても何にしても、これはツールなのです。岩手にはもっとこれ知つてほしいなという商品がいっぱいあるわけです。質、量ともにそれは膨大なクラスターがある。観光地だって本来そうなのです。だけれども、それが十分に伝わっていないということが今の岩手の観光の落ち込みだったり、あるいは県産品をもう少し売つてほしいのだという声につながっているわけでありますから、ネットがどうだというよりは、もっと商品の掘り起こしだとか、あるいはホテル、旅館における食をどうするかとか、もっと根源的な問題を含めて取り組んでいかないと、ただただばらまいて終わりですよ、あと残りませんよという、また何か前と同じような話になってしまうのではないかとことを大変危惧をしているわけであります。経済対策に対する賛否はありますけれども、来た以上それをどう使うかということでありますので、もっと根源的なところでやらないと、これはせつかくの予算なのに終わつたらもう来ませんという話になると思うのですが、このあたり部長どう考えますか。

○橋本商工労働観光部長 今回の国の経済対策に呼応して取り組むそれぞれの事業につきましては、これを一過性なものに終わらせてはいけないというふうに思つております。地域の中でいい経済循環をつくっていく、その契機にしたい。この事業に参加する、あるいは宿泊施設であると、お迎え、お泊まり、宿泊客をもてなす、そういうふうなことを通じて、従来そういう割引制度があるのであれば、ぜひ活用して行つてみたいと思つている方々もしっかりと取り込む契機にしたいと思つておりますし、また生産者、商品生産し販売なさつている方々につきましても、従来例えばアンテナショップ等で岩手県産株式会社との取引等がなかったような事業者等につきましても、この事業を契機にぜひ商品の求評をしていただく中で取り扱つていただけるように、そして効果が持続するように、これを県内の好循環の契機にするような取り組みを継続して取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○**斉藤信委員** それでは、雇用促進費からお聞きをします。緊急雇用創出事業費補助が7億円余の減額ですが、これは事業費が確定ということは結論で、7億円使い切れなかったということです。緊急雇用創出事業と聞くと県庁職員はみんなびくつくのです。これにはもうさわりたくない。これは本当に大変な事態で、やっぱり今必要な事業は積極的にやっていくということが必要だと思うけれども、まず第1に、今年度の緊急雇用創出事業の実績はどうなっているのか示していただきたい。

それと、緊急雇用創出事業というのは、これは集中復興期間の来年度で終わるものなのか、継続するものなのか、現時点でわかることを示してください。

二つ目に、起業支援型地域雇用創造事業費補助、これ10億9,200万円余の予算が10億円余の減額なのだ。ほとんど減額なのです。これは予算化したときの見込みが余りにも不十分だったのではないかと思うのですが、なぜこんなことになったのか、このことを示していただきたい。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 平成26年度における緊急雇用創出事業、震災等関連事業でございますが、実績の見込みといたしましては、補助事業としましては、市町村に対する補助事業は最終的には305事業、合計で34億9,100万円余という金額になろうかと思っております。これは、市町村としてはいろいろ事業をやりたかったというところはあるのですが、求人を出してもなかなか応募がなかったとかといった事情もあり、減額したものであるというふうに聞いております。

今後の見通しですが、現時点におきましては平成26年度までに行った事業については、継続事業として行うものについては平成27年度まで、平成27年度に新規として開始したもののについては平成28年度まで行うことになっております。

起業支援型地域雇用創造事業費補助が大きく減額した理由ですが、事業を実施するに当たりまして県事業として実施することにしていただけたわけですが、事業の応募がなかなかなかったことが大きな理由でございます。これは、事業者が県に対して企画提案するという形をとったのですが、それにつきましてなかなか負担が重かったかなということでございますし、事業の前提としまして一定期間継続し、終わった後も雇用を継続してくれという条件にしておりますが、そういったところも一つハードルが高かったのかなというふうに私どもは捉えてございます。あと何より大きいのは、岩手、宮城、福島同様なのですけれども、事業復興型助成金がございます、そちらが非常に優先的に活用されたといった事情もあるものと考えているところです。

○**斉藤信委員** 答弁漏れがあったのですが、全然使われなかった起業支援型地域雇用創造事業、また地域雇用創出事業、これは応募がなかったと言いましたか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** はい。

○**斉藤信委員** だから、私が聞いたのは、予算化する時の見込みがなかったのではないかと。やってみたら応募がなかったというのは、これは話にならないのです。

あと、34億円の事業費になった。この問題は、雇用人員は幾らだったかということです。

それと、今事業復興型助成金が使われていると言いましたが、事業復興型助成金は今年度大体申請額は全部決定をされて支給されたのでしょうか、その現状を示してください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、起業支援型地域雇用創造事業費補助を当初予算化したときの経緯ですが、年度途中の6月補正で措置したのですけれども、その時点では国から来るお金を大体見込んで、こういう事業がある、ある程度事業に関心があるものかなと思って予算化したのですが、なかなかなかったということで、そこは県としての掘り起こしが一工夫必要だったのかなと反省をしております。

あと、緊急雇用創出事業の実績でございますが、雇用人数としましては県、市町村の事業合わせて、当初は2,200人ぐらいをもくろんでいたところですが、実績としましては1,900人程度の新規雇用の数になると思っております。

あと、事業復興型助成金の状況ですが、4,600人ぐらい申請がございまして、それにつきましては現在審査しているところでございます。まだ最終的な決定には至っておりませんが、1月末時点で2,800人余まで来ております。残りの分は審査しているものもありますが、4,600人に対して、申請はいただいたのですが、助成する要件に満たないものが一定程度ありまして、要件を満たすものについては全て助成できるというふうに我々は見込んでいます。

○斉藤信委員 今事業復興型助成金について、2,800人余は決定をされた。あとは条件を満たさないもので、4,600人の申請があつて大体2,800人余で終わるといふことですか。そこもうちょっと正確に。決定がおくれているのだから。審査決定が本当おこなわれていますよ、これ。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 事業復興型助成金につきましては、最終的には4,000人程度になるものと見込んでおるところであります。

○斉藤信委員 4,000人余ぐらひは見込めるということですが、これ締め切つてもう数カ月、半年近くです。本当に被災事業者は頑張っているのだから、そういうところに対して早く審査して決定して、必要なものはちゃんと出す。これは1人当たり210万円ですから、これは2年、3年ということにはなるけれども、大変なのです。労働条件の改善にもなるし、さらに雇用を拡大する要因にもなるわけだから、いいものを早く。

それと、起業支援型地域雇用創造事業が国から出されてほとんど使われなかった。こういう無駄なことはやるべきではないのです。10億円というのはすごいお金ですよ。こういうのはこういうところに回してくれと、そういう提言を国にしっかりと、使えない事業ではなくて、使いたい事業にこういう財源を回すと、そういうことをしっかりと国とやりとりして、10億円使いませんでしたということと終わりにしないようにすべきだと思つけれども、部長、そういうことをちゃんとやっていますか。

○橋本商工労働観光部長 起業支援型地域雇用創造事業につきましては、私どもといたしましても当初のもくろみから大きく乖離をしている状況については、そこは反省をしているところでございます。新しい事業として国が提案をした際に、県としてはさまざまな県

内の地域ニーズに応じていくという必要があると、そのことを加味いたしまして、県としても国で示した新しいメニューについてはそれなりに検討し、予算措置を講じたものがございますけれども、その後の県内の反応のほうは、この事業についてはなかなか思うように進めることができなかったという点については反省すべき点として捉えておりますし、今後国に対して地域の実情、ニーズ等は何かというものをしっかり訴える中で、新しい事業の創設がなされるようにそこはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 緊急雇用創出事業については、平成27年度に始めるものは平成28年度まで、大体ここまでしかまだ国からは示されていないと思うのです。やっぱり復興にかかわる緊急雇用創出事業というのは必要な事業なので、そういうところはきちっと精査して、大体国はそもそも復興の平成28年度以降の財源は何も示していないので、そういうところに組み込めるようにきちっとこの間の取り組みを精査して、必要な事業に予算をつけると言っているの、必要な事業をしっかりと提案できるようにしていただきたい。

次に、職業訓練校費にかかわって、県内の産業技術短大を含めた職業訓練校のここの卒業生の就職状況、県内就職状況、そして来年度の入学者の状況、これを示していただきたい。

○**千田労働課長** 当部で所管しております県立職業能力開発施設、5施設におきます1月末現在での就職率の見込みでございますけれども、93.8%と見込んでございます。

それから、来年度の施設への入校見込みでございますが、定員に対して129%程度の入校を見込んでございます。

冒頭申し上げました就職率の県内就職率の割合でございますが、69%と見込んでございます。

○**斉藤信委員** 後で詳しく施設ごとに教えてください。時間がないのもうちよっと進めます。

69%というのは、今までから見ると県内就職率は低くないですか。私はもっと県内就職率は高かったというふうに思いますけれども、そこだけちょっと聞きます。

○**千田労働課長** 先ほど1月末現在での県内就職率の見込み69%と申し上げましたけれども、前年同期が61.7%ですので、それよりはよくなっているという格好でございます。昨年度最終的には62.75%でしたので、ことしはそれよりはよいかなと思ってございます。

○**斉藤信委員** 県内の高校でも、ことし平成27年3月早々は県内就職率63%なのです。私は、そういう意味では、職業訓練施設で69%というのは決して高くないというふうに思いますが、ここはちょっと指摘だけにとどめて、もっと県内で就職できるような手だてを考えていただきたい。

次に、商工業総務費についてお聞きをします。ここに商工観光風評対策緊急事業費が351万円余の減額になっていますが、どういう風評対策をやって、その結果どうだったのか、このことを示してください。

○**永井企画課長** 現在放射線対策ということで実施している商工観光風評被害対策緊急

事業についてのお尋ねでございます。この事業につきましては、大まかに申し上げて二つの取り組みがございまして、一つには県内の商工事業者が今般の原発放射線問題により風評被害を受けられておりますが、風評被害に対する相談を受け付けいたしまして、庁内の関係各所とか、岩手弁護士会等と連携しながら、これらの事業者が東京電力からの賠償を受けられるように、あるいは原子力損害賠償紛争解決センターからの仲介を受けられるようなさまざまなサポートをするということがございます。

もう一つは、県内の観光事業につきまして、まだ沿岸地域はなかなか客足が戻っていないということから、積極的な観光のPRをしていこうということで、県内の幾つかの広域振興局に情報発信をするスタッフを置きまして、ブログで情報発信をしていくという事業を展開しているところでございます。

これに伴いまして、現時点で当部で取りまとめている風評被害への支援件数でございますが、昨年度から実施している事業でございますけれども、おおむね30件近い事業者からの御相談を受けながら、賠償に対するサポートを続けているところでございますし、あともう一件のブログの情報発信につきましては、株式会社楽天、大手サイトで設けております自治体のサイトがございまして、こちらで情報発信を続けてございまして、そのランキングの中でもかなり上位のアクセス数があるということでございます。被害事業者に寄り添った支援というところと、県外向けの情報発信という部分について、それぞれ今申し上げたような形で取り組みを続けていくという状況であります。

○**斉藤信委員** 商工業総務費の中には新素材加工産業集積促進事業費というのがあって、863万円余の減額でありましたが、これはどういうものが対象で、この取り組みはどういうふうに事業化されているのか示してください。

○**鈴木ものづくり自動車産業振興課総括課長** お尋ねの新素材加工産業集積促進事業でございますが、こちらはコバルト合金を初めとする新素材を使用しました事業化によります企業の取り組みを支援しまして、新素材の生産、加工産業の集積を図り、雇用をふやしていくという取り組みでございます。

○**斉藤信委員** どこまで行っているのか。

○**鈴木ものづくり自動車産業振興課総括課長** 失礼いたしました。新素材のコバルト合金は、コバリオンという商品名で岩手県ならではのものですけれども、ニッケルが入っていないということでアレルギーが少ないなどの利点がございます。ただ、素材の価格面でちょっと高いものですから、医療関係だとか、それから宝飾関係でありますとか、そういうところに今サンプル出荷してございますが、なかなか量産化につながるころまでは行っていないのが現状でございます。

○**斉藤信委員** わかりました。

では次に、本会議でもここでも議論になりました経済対策についてお聞きをしたいと思います。いわての県産品販売促進事業費ですけれども、主に県外の顧客に向けてインターネット、アンテナショップで県産品の割引販売を展開する、割引率は3割。これは国のメ

ニューですから恐らく全国でやるのですよね。岩手だけであれば目立っていいかもしれないけれども、全国で3割引をやるわけです。私は、これは本当にただのバーゲンセールにしかないのではないかというふうに思います。例えば県産品といった場合に、らら・いわてはどうするのですか。ここに観光客が来た場合に3割引にならないのですか。

もう一つは、例えば今、6次産業化で農家の生産組合とか漁業者が直接通販で売っています。こういう人たちも参加できるのか。

もう一つは、いわてに泊まる誘客促進事業費で、これ50%の割引というのは大変なバーゲンなのだけれども、これも全国でやるのです。それで、本会議の答弁では、域外の顧客を確保することが目的だと、しかし県内でも販売する。それで域外の顧客をふやすことになるのか。ましてや全国でやる。旅行者が割引で旅行できるだけにしかないのではないか。本会議の中で、経済波及効果というのが取り上げられて、14億円の消費だからマックスで36億円の効果と。とんでもない。旅行者がふえた分だけ経済波及効果あるのです。ふえなかったら経済波及効果はないのです。安く旅行できただけにしかない。あの計算是全然間違っていますよ。大体旅行したい人がこれを使うと、何割旅行者がふえるのか、全国でやってですよ。こんなことにならないのではないかと思いますけれども。国のメニューというのは本当にお粗末だと思うし、言っていることとやっていることがちょっと違うのではないかというふうに思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○佐藤産業経済交流課総括課長 いわての県産品販売促進事業についてのお尋ねについてでございます。

まず、らら・いわてにおいての販売の本事業の適用についてでございますが、本事業の国のスキームといたしましては、県のこの事業の役割といたしまして、主に域外の消費を喚起する事業の実施の役割となつてございまして、そういうことからいたしまして、らら・いわてについては県内店舗ということで、割引の対象とは予定しておらないところでございます。

次に、各地で6次産業化等の中でいろいろと直接通信販売をされている方々というか、そういった商品については対象になるのかというお尋ねでございますけれども、いずれ岩手の県産品については、広くこの事業で対象になり得るように、今後事業の具体的な仕組みについて国とも相談しながら進めたいと考えております。

○平井観光課総括課長 いわてに泊まる誘客促進事業の事業展開の考え方でございますが、委員のおっしゃるとおり、この事業は国の推奨スキームにより全国の自治体、都道府県が交付金の対象になってございますので、全国の都道府県が同じようなスキームで実施することが想定されるものでございます。私どもは、その中の競争でいかに岩手県にお客様を呼び込むか、そして岩手県でいかに観光消費を増大させていただくかということに主眼を置きまして、今般旅行券の発行スキームとあわせて、同じく2月補正予算におきましていわて観光創生プロモーション事業費、それからいわてまるごと国際観光事業費を計上しております。例えば、PR隊によるプロモーションの強化とか、あとお客様が来

ていただいて満足していただくような環境を整備するというので、Wi-Fiの整備支援なども計上させていただいております。

このような中で、単にお客様に宿泊消費していただくだけにとどまらず、割引がありますので当然お得感がございますので、それにあわせて、例えばぜいたくな食事をしていただくとか、土産物をたくさん買っていただくとか、サービスもグレードアップしたものを受けていただくとか、そういうさまざまな消費の喚起を目指しているものでございます。特に単に宿泊施設だけにとどまることなく、例えば三陸観光応援バスツアーなどの支援もさせていただきまして、ぜひお客様に沿岸のほうに足を運んでいただいて消費していただくというような仕掛けも相まって行って、リピーターの確保等を図ってまいりたいと思います。

委員のおっしゃった、もともと泊まろうとした方の割引にならないように、プラスワンで必ず消費をしていただくような仕掛けを、地元の方々と協力してそういう仕掛けをつくり出して、できるだけ多くの消費をしていただくことで事業効果あるものになりたいと考えております。

○齊藤信委員 いわての県産品については、6次産業化で、さまざまな組織、団体がそういう岩手ならではのものを独自にインターネットなどで販売していますから、ここ広く対象にして、ぜひ生産者、事業者を励ますようなものにしていただきたい。

それと、いわてに泊まろう誘客促進事業は、これは県内でも販売する。しかし、らら・いわては対象ではない、域外の消費喚起と言うけれども、ダブルスタンダードではないですか。旅行券は県内でも販売します、県産品は県内では対象にしませんというのはちょっと違うのではないのか。県内で県産品を売るところも対象にしたらいではないですか。そうすると、今まで2個買っていたものが3個、4個になるかもしれない。私はそのほうが県内の事業者に波及効果あると思いますよ。改めてその点お聞きしたい。

それと、これは部長も本会議で答弁しているのだけれども、経済波及効果です。旅行客がふえた分だけ経済波及効果は発生するのです。だから、14億円の消費でマックス36億円の効果なんていう、これは全くとんでもない架空な話で、全く根拠がない。ましてやお隣の宮城も秋田も全国でやるのですから、宮城に行こうと思ったら宮城の旅行券を買えばいいわけですね。それで岩手がどれだけふえるか。5割で行けるのだから、若干ふえるかもしれませんよ。バーゲンセールで5割引きなんかはないですよ。今せいぜい消費税8%ぐらいがぎりぎり、それを3割とか5割というのだから、その効果は出るかもしれないけれども、全国一斉にやったら本当に1割、2割ふえるのかということではないのか。

それともう一つ、これ観光旅行ですからシーズンですよ。シーズンオフに来てもらえばメリットがある。夏場とかゴールデンウィークなんかはやって全然意味ないのです。だから、どういう時期にどういうふうを実施するのか、何カ月ぐらい考えているのか。そして、件数的にいけばどのぐらいの旅行客にこの旅行券というのは販売されるのか、その見込みはどうなっていますか。

○佐藤産業経済交流課総括課長 いわての県産品販売促進事業についての域外の捉え方、事業実施におきまして県内の実店舗等での割引販売の可否でございますけれども、これまで本事業のスキームにつきまして、国から通知や御説明をいただいている中で、このタイプの割引販売の事業について、県内の店舗で県が実施する場合に割引対象とできるかということについては、今のところできるというお話は伺っていない状況でございます。ただ、今の斉藤委員の御質問の趣旨を踏まえて、国にはさらに確認したいと思っております。

○平井観光課総括課長 いわてに泊まろう誘客促進事業の割引について、季節といたしますか、期間のお話でございますが、この事業につきましてはコンペを実施して、広く民間企業からこの運営のあり方について企画提案を受けまして、委託契約を結んで事業を展開するという想定しております。ですので、企画につきましてはいろんな提案を受けて最終的に決定するものでございますが、私どもの現在の考えといたしましては、来年度秋冬期に観光キャンペーンを展開する予定でございます。委員がおっしゃったゴールデンウィークや夏祭りの時期とかは、確かにおっしゃるとおり宿泊施設はほぼ満杯状態になります。効果的に使うという意味でも使用できる期限、またはインターネットでの予約も想定してございますので、予約できる期間等につきましてもそういうお客様の入り込み状況等を分析しまして、適切な期間を設定してまいりたいと考えております。

それから、事業の規模でございますが、こちらのほうも先ほど申し上げました企画提案を受けてからになります。私どもの想定しておりますスキームを申し上げますと、旅行券、こちらは宿泊施設等に現金にかえてお支払いする旅行券でございますが、こちらにつきましては15万枚の発行。それからインターネットにおきます宿泊旅行予約サイトにおいて一定の割引をするクーポン、そういうものを扱うことを考えてございますが、こちらにつきましては、おおむね12万枚を想定してまいりまして、合わせて27万枚の旅行券等の発行を想定してございます。

○斉藤信委員 部長、経済波及効果をどう見ているのか。

○橋本商工労働観光部長 この経済波及効果につきましては、さまざまな算定方法があるわけでございますが、定まったものはないというふうに理解しておりますけれども、御答弁申し上げた内容については、まず直接投入する金額が約9億円でございます。それが5割引きということで0.5になりますので、実際にはそれがもたらすのは2倍の18億円になるという想定でお答えを申し上げたものでございます。

○斉藤信委員 最後にします。私が言ったのは、ふえた分だけが新たな経済波及効果ではないかということなのです。観光客が同じ数だったら、経済波及効果は出てこないのだから、ちょっと誇大宣伝になるのではないかと、その点を私は言ったので。

それで、最後になりますけれども、中小企業被災資産復旧事業費補助が3億1,300万円ほど減額になりましたが、今年度の実績見込みはどうなっているのでしょうか。

それと、災害復旧費でグループ補助ですが、9億1,700万円余の繰り越しになっています。これは、件数ではどういう件数なのか。事故繰越、あと再交付、繰り越し、この内訳

を示していただきたいし、その要因は何なのかということを示してください。

○山村経営支援課総括課長 グループ補助金の2月補正で減額になる分に伴う今年度の実績見込みでございますが、25社に対して8億円程度の交付を予定しているものです。また、繰り越しの件数でございますが、明許繰越は25件、再交付は150件ぐらいを見込んでおります。事故繰越は、現在支払い作業をしております、その結果完了できない事業者が事故繰越になりますので、今時点では作業中でございます。トータルで250程度の事業者が来年度も継続して事業をすると見込んでおります。

中小企業被災資産復旧費事業費補助については、現時点で24件ほど、1億2,000万ほどの実績になっております。

○吉田敬子委員 いわてしごと人材創生事業費について何点かお伺いいたします。これはプロフェッショナル人材マッチングがインターンというかそういう事業になると思うのですけれども、先ほど岩淵委員の質問で3カ月という答弁があったのですが、その入る時期が選べるのか。あと人数をどのくらい見込まれているのか。ここには県外で働く企業人材と書いてあるのですけれども、実際に今仕事をされている方のみ対象なのか、一旦仕事をやめられている方も対象なのか。ここに書いていないのですけれども、仕事、就職先を探している学生さんは対象になるのかならないのか確認したい。3カ月ということなのですけれども、仕事をやめられている方だと3カ月インターンとしてやって、その後がどうなるかというのが大事だと思いますけれども、その後の企業の受け入れをどこまで見込まれているのか教えていただきたいと思います。

あと、もう一つの人材確保支援事業は、大手情報サイトを活用する際の経費に充てられるということですが、今回の補正でも組まれている県外人材等U・Iターン推進事業費と同じことではないと思うのですけれども、商工労働観光部でもU・Iターンを促進されていて、今までどのくらいの企業が大手情報サイトを利用されているのか、もし把握されていれば教えていただきたい。それを今回また新たに県内の中小企業で利用できることを掘り起こそうとされているのか、まずお伺いいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、プロフェッショナル人材の関係ですけれども、人数といたしましては50人程度を予算上見込んでいるところです。採用する時期ですが、これはまだ制度の詳細を検討中でございます、4月からというのはなかなか難しい状況なのですが、そこは今後制度を検討する中でいつ事業をスタートするかというのは考えます。そもそもこの事業というのは、岩手で自分のノウハウを生かしたいという方に、例えば人材派遣会社とかに登録していただいて、その情報と地元でこういう人が欲しいという企業ニーズをマッチングさせた上で助成をするという事業でございますので、採用開始時期については双方の合意する時期で対応できるのかなと思っております。

あと、対象となる方につきましては、一定程度専門的なノウハウ、知識を持った方という前提でございますので、学生、新規学卒者については対象にならないとなっております。

あと、助成期間3カ月ということを考えておりますが、3カ月間試し雇用といいますが、

試みで雇用して、その先については企業とそういった方の話し合いと申しますか、企業側の判断で雇用が継続されるか、あるいはそれはなしという話になるのかということになると思います。ですが、今国で考えているのは、例えば今働いている方であれば、出向という形がとれないのかというような話が出ておりますが、そこについてはまだ制度の詳細が固まっておりませんので、情報収集しながら対応していきたいと思っています。

次に、U・Iターンに係る就職サイトの関係でございます。これまでどれくらい活用されているかということについては正確な数字は把握しておりませんが、我々が聞いている中では、使ったところは、中小企業であっても、それなりの応募や求人に対する問い合わせが結構あったという事例も聞いております。中小企業であってもやってみれば効果があるのではないかとということで、今回の補正として10件程度計上させていただいています。

○吉田敬子委員 先週末に盛岡で岩手移住計画に参加させていただいて、民間の方、ジョブカフェの方とか県庁の方もいらっしゃっていましたが、大体40名くらいのU・Iターンの方のいろいろなお話を聞かせていただきました。そこで資料をいただきました。これは多分雇用対策・労働室で、ことし1月にU・Iターンされた県内の方のアンケート結果をもとに出されたもので、大変すばらしいアンケート結果になっていると思っていました。私はせっかくこういうのをつくられているので、今回の新しいU・Iターンにつなげるための事業に、ぜひこれを生かしていただきたいと思っています。今回もともと専門性を持った方に特化されていて、今回のアンケート結果を見ると新卒で就職をきっかけにUターンをする方がほとんどだった、8割が、県外に出た方で新卒の方がUターンになったきっかけが多かったということもあって、私もそこに対してはもうちょっと、学生も対象にUターンするきっかけがあれば、インターンも学生も対象になると、確かに専門性のある方がこっちに帰ってきてくれることにこしたことはないと思うのですけれども、ある程度仕事されていると、結婚されていけばなかなかちゃんとした雇用が確保されないと、Uターン、Iターンしようというところまでにならないと思うのですけれども、学生だとまだ単身であれば帰ってくるきっかけがふえてくると思います。今回は国が全国でのということで統一はされていると思うのですけれども、学生というところについても考えていただきたいと思いますが、今回のこのアンケート結果を受けて、それをこちらにどのように課題を反映しようとされているのか、お伺いしたいと思っています。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 アンケート調査ということですが、これは昨年の12月までやったものでございます。このアンケート結果の認識としては、我々としてはいろいろな施策を打ってはいるのですが、一人一人のUターンを考えている方になかなか届いていないという認識は持っております。そういった中で何ができるかということで、今回U・Iターンのポータルサイトを整備しまして、岩手のU・Iターンについていろんな情報を知りたいという方に、まずこのポータルサイトを見ていただければ、地域振興室でやっている移住、定住のサイトですとか、あるいはふるさと定住財団ですとか、そういった関係機関の取り組みが迅速にわかるようなシステムを構築したいと思っております。

あと、U・Iターンについては、人口減少対策の面でも非常に喫緊の課題と認識しておりますので、今後におきましても東京におけるU・Iターンフェアの告知を図るとか、あとはジョブカフェいわてにおきましてもU・Iターンの機能というのを強化したいということで、当初予算に計上しておりますので、そういった事業を使いながら首都圏等にいらっしゃるより多くの学生等に情報が伝わるようなことを検討してまいりたいと思っています。

○吉田敬子委員 本日にU・Iターンされてよかったという方がほとんどで、ここに書いてあるものももっと、U・Iターンしたいなと思っている方のきっかけとか情報提供になると本当にいいなと思っていました。先週参加した実際にU・Iターンした方の話だと、U・Iターンする前の情報はそんなになくて、お互い横のつながりもなかったという話でした。いわて銀河プラザの中に岩手県Uターンセンターというのがあるみたいなのですが、私は今回初めて知って、実際アンケートの対象は100人くらいだと思うので母数としたら少ないかもしれないのですが、岩手県Uターンセンターというのを使った方というのは1人しかいらっしゃらない。せっきく県のUターンセンターというのが銀河プラザにあるけれども、実際にU・Iターンを、仕事を見つけたきっかけは、わざわざ岩手に来て就職相談会に参加したという方がほとんどです。せっきくこういったアンケートをとっていただいたのであれば、課題もここにちゃんと載せられているので、ぜひその辺のミスマッチを、今回の事業につなげていっていただきたいことと、今国の予算を使っていくのと別に、民間でも実際に県内と県外の大学生3人が三、四週間、春休みを使って盛岡市、陸前高田市と大船渡市にある企業にインターンをやっているそうです。私も今月末あたりに報告会を聞きに行こうと思っているのですけれども、ぜひ県としても、今後新卒の方のインターンというところも考えていっていただきたいと思います。最後に御所見があれば伺って終わります。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 確かに東京にございますUターンセンターが活用されていないというのはこの調査でも明らかになっています。私どもとしては、そこら辺のPRを含めてやっていきたい、やっていかなければいけないと思っております。

あとは、U・Iターンの各種イベントをやっているのですが、まず学生等に知っていただくためにUターンセンターに専門の職員が、非常勤職員の方がおりますので、そういった方にもより多く、効果的に伝わるように取り組んでいきたいと思っていますし、来た際には地元の情報をより詳しく知っていただけるように、ことしの3月からのUターンイベントでは、今までは盛岡のハローワークの方だけ来ていただいていたのですが、沿岸の人材確保という観点から、沿岸四つのハローワークの方にも直接行っていただいて、そこには来ていない企業の情報についても直接御説明いただいて、より沿岸等に目を向けていただくような取り組みをしたいと思っています。

あとは、学生のインターンシップについては、大学とかいろいろな経済団体等でも取り組んでおりますので、そういったところとうまく連携しながら今後引き続き取り組んでま

いりたいと思っています。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありますか。

○神崎浩之委員 先ほど斉藤委員から、県職員は緊急雇用創出事業となると云々というふうなお話がありました。そこで、緊急雇用創出事業について、それからもう一つは山田町の災害復旧支援事業検証報告書について御質問したいと思います。

まず、障がい者サービス事業所の雇用の計上を忘れるというふうな、非常にあってはならない県行政だったということでもあります。この原資が緊急雇用創出事業の基金であるということで、触れないわけにはいかないわけなのですが、改めて緊急雇用創出事業について、これはたしか麻生政権のときから出てきたと思いますけれども、今まで国から岩手県にはどのくらいの金額が来ているのかということがまず第1点であります。

それから、二つ目ではありますが、そのうち平成26年度について、先ほど市町村事業として305事業、34億9,000万という話があったのですが、県事業についてはどのくらいの事業数、それから事業費であったのか。

それから、あわせて平成27年度分については、県事業分、それから市町村事業分、幾つの事業数、それから事業費であるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、三つ目ではありますが、県事業についてはどういう部局で活用されているのかお聞きしたいと思います。

それから、四つ目なのですが、基金の平成26年度末の残高、それから平成27年度の残高の予定についてお伺いをしたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、1点目の国からどのくらいの交付を受けているかということですが、平成20年度から25年度までの間、国から緊急雇用創出事業臨時特例基金として交付を受けております金額は、合計で約952億9,000万円になっております。これにはいろいろな事業が入っておりますので、そのうち現在行われております震災等緊急雇用対応事業の分といたしましては、平成23年度から24年度にかけまして363

億7,000万円が交付されているところでございます。

あとは、平成26年度におきます県事業の実績でございますが、現時点では69事業、10億9,800万円余という金額になろうかと思っているところでございます。

来年度の見込みですが、県事業としましては33事業、6億9,600万円余、市町村事業につきましては257事業、29億8,000万という事業規模と事業費になろうかと思っております。

あと、県庁でこういった部局が活用しているかというところ、平成26年度におきましては、知事部局におきましては秘書広報室以外の部が活用しておりますし、知事部局以外では警察本部、教育委員会が活用しているというところでございます。

あと、基金の残高見込みなのですが、平成25年度末の残高というのが約105億円ございまして、今年度の取り崩しを見込みますと、26年度末で約51億円ぐらいになるかなと見込んでいるところでございまして、この51億円からさらに今後の執行見込みで多少ふえる部分はあろうかと思っておりますが、その中で平成27年度の事業に使い、平成28年度にまた、平成27、28年度の残りの金額を使っていくということになります。

○神崎浩之委員 それで、基金の管理はどうなっているのかなということなのですが、今回は保健福祉部のほうで計上漏れということでありましたけれども、これはあくまでも商工労働観光部の基金であるということで、他の部局がこの基金を活用するといった場合に、使途とか支出、予算化に向けて、その妥当性というのは誰がどういう仕組みで決めていくのか。

それから、支出の予算計上の優先順位はどこで決めていくのか。基金は商工労働観光部の管理だと思いますけれども、実際他の部局がこの基金を活用したいという場合には具体的にどういうふうな仕組み、システム、流れで予算計上されていくのかということをお聞きしたいと思います。

それで、最後に部長にお聞きしたいのですが、今回の保健福祉部の計上漏れであります。言われ方とすれば、これは保健福祉部だけの問題ではなくて総務部も、それから政策地域部も、それから商工労働観光部もというふうな一般質問ではお話もあつたわけでございますけれども、今回のこの計上漏れについては基金を持っている商工労働観光部の部長としてどういうふうに所感を持っているのか。

それから、基金を持っているほうといたしまして、何か対応、対処することができなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 緊急雇用創出事業に係る一連の事務の流れでございますが、各部局の対応としましては、まず各部局が事業を企画して要求する事業を決める。要求する事業については、財政担当部局と調整を行うこととなります。それとあわせて、商工労働観光部では各部局が要求した事業について、委託で行われるものなのか、あるいは臨時職員のように直接雇用で行われるものなのかといったところ、あるいは今回の緊急雇用の継続の要件、新規要件の判断基準であります就業場所はどこなのかといったと

ころ、あとはそもそも事業費はどれくらいなのかといったあたり、平成 27 年度に事業ができるかどうかという要件を確認させていただいているところでございます。その後、事業そのものが県事業として行われるかどうかというのは、担当部局と財政担当部局でいろいろ調整が行われまして、事業をするということで決定されることとなります。その上で、私どものほうとしては、要件の合ったものについて財政サイドでつけた事業について総額幾らというのを集計しまして、必要な基金の額を取り崩して予算化をするという流れになっております。ですので、優先順位等につきましては、財政担当部局で全庁的な判断の中で、これはやるとかというところの判断がなされるというふうに思っているところでございます。

○橋本商工労働観光部長 今般の保健福祉部の事案について、緊急雇用創出事業臨時特例基金の所管部局といたしましての所感と対応についてでございますけれども、まず緊急雇用創出事業につきましては、来年度の分については、事業の実施場所あるいは事業形態、例えば委託をするとか、直接実施をする事業とか、そういったことによりまして、財源を振りかえて事業を実施する。それから、事業の目的を達成して、事業を終了するなど、今年度緊急雇用を活用して行っているさまざまなおところにおいても、さまざまな判断のもとに活用について検討がなされるものというふうに思っているわけでございますが、今般保健福祉部において予算計上についての通知をしっかりと把握できなかったという事案を受けまして、今後、基金を所管する当部といたしましては、通知の徹底を図りまして、これまで継続していた事業につきましては次年度に終了する理由、これをしっかりと確認することについて留意をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○神崎浩之委員 やはりこれは新規ではなくて継続している事業であります。ということなので、出すほうから来年度はいいのですかみたいな話があってもよかったのではないかなと思っています。これについては、予算特別委員会でも触れられると思いますので、次の件でありますけれども、山田町災害復旧支援事業検証報告書に係る所見ということが渡されておりましたが、私はこのやり方については認めておりませんので深くは入りませんが、いずれ 3 者の方からコメントを出していただきました。見た限りで、同業者は甘いかなと思ったり、それから 1 人は結構厳しいような指摘をされている方もありました。この検証報告書を受けて部長はどういうふうな所見を持っているのかお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、我々の決議はあくまでも外部の検証委員会を立ち上げて、外部の目で再検証すべきだということを一貫して申し上げているわけなのですが、その決議に対する対応について、現時点で部長はどういうふうに対応しようと考えているのか、その 2 点についてお伺いをいたします。

○橋本商工労働観光部長 今般第三者の方々からそれぞれ個別に所見をいただいたことについてでございますけれども、弁護士、それから大学教授、自治体、それぞれの立場による所見というふうに受けとめておりまして、今後それぞれの所見の内容を参考にしながら

ら補助委託事業の適正な執行に向けてさらなる改善策の検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、決議への対応でございますけれども、議会の決議には真摯に対応していかなければならないというふうに考えておりますが、現在の裁判や会計検査院による検査によりまして、事実関係のより客観的な形での究明を行っているところであります。このような状況下において、新たな検証委員会を設置して一定の結論を導き出すような検証を行うことは差し控えるべきであるというふうに考えているところでございます。

○神崎浩之委員 部長の現時点での所見というのは述べられないものなのでしょうか。お願いします。

○橋本商工労働観光部長 それぞれいただいた所見については、そのとおり受けとめているところでございます。

○飯澤匡委員 私も、山田町の検証作業についてお伺いします。

これは、さきの一般質問でも複数の方が質問されて、知事も、それから部長も答えていらっしゃると思います。そこで、大体今までの議論の流れは、今回県がお手盛りの検証報告に対する所見を求めたと。これは、先ほどもあったように、議会が求めたものではありません。私も2回の討論でこういうことはやめてほしいということをあえて申し上げました。けれども、県はそれをみずからの判断でやったということでしょう。

そこで、知事も部長も議会の指摘については真摯に受けとめるということを再三述べていて、答弁の姿勢というのは全く変わっていないわけですね。それを踏まえて質問しますけれども、一般質問の議論を聞いていて、やはりどうも我々の議会に対する指摘に対して正面から受けとめていないという、一つの要因が先ほど述べられた会計検査院や、ただいま公判中という事由でした。しからば聞きますけれども、真摯に受けとめるとするならば、会計検査院の調査が終了した、公判もある程度めどがついた、そういう時点で第三者の委員会を設置して、県は検証作業を再度やる用意があるというふうに私は思いますけれども、その所感についてお伺いします。

○橋本商工労働観光部長 このことにつきましては、これまでも議会の質問等の中でもお答えを申し上げてきているわけでございますが、いずれ現段階において仮定の話としてお答えできる部分、できかねる部分がございます。いずれ今般所見をいただいたということをもって決議への対応が終了したとは考えておりません。今後会計検査院による検査結果等を踏まえまして、必要に応じて対応を検討してまいりたいというのが現時点における考えでございます。

○飯澤匡委員 それでは、真摯に我々の決議に対する対応になっていないのではないかと思います。ちゃんとさつきもおっしゃったではないですか。今できるそういうときではないと、会計検査院の調査中だと、それから公判中だと。私はそれもおかしいと思いますけれども。では、そのめどが立ったらやるべきではないですか。再度質問いたします。

○橋本商工労働観光部長 改めて御答弁申し上げますけれども、会計検査院による検査結

果等がどのようなものであるか、それによって必要に応じて対応を検討していくことになると思います。

○飯澤匡委員 今の答弁では、ちょっと私自身は納得できません。そのトーンをしんしゃくすると、やるつもりがないとも聞こえます。どうもそこら辺が我々の要求に対する、指摘に対する真摯に対応すると言いながら、具体的な、適切な対応がなされていない。今の答弁2回も聞きましたけれども、どうもやる気がないようでございます。これはまだ保留にしておいて、恐らくまた別の議会で質問する方もいらっしゃるでしょうし、私も結果を見ながら質問させていただきます。

今回の仮の姿での検証結果、我々が求めたものではないということをもまず前提に申し上げますけれども、前年度に総務部がいろいろな補助金をめぐるさまざま組織的な対応をしたと、総務部長が言っていました。今後の対応ですけれども、どうも的確ではないのです。あなた方がお手盛りの部分での検証をさらに評価をしていただいた。それに対するどのような手段と、それから期限というものを持って、具体的にどのような点で教訓として次に生かすのかということをしつかり示していただかないと、我々も次の予算議会に臨んでいけないということになるかと思えますけれども、その点をしつかり示してほしいと思います。

○橋本商工労働観光部長 どういう手段と期限をもって具体的に対応していくのかというお尋ねでございますけれども、これにつきましてはそれぞれいただいた所見の内容を見てみますと、弁護士の方は補助金交付目的逸脱の兆候が把握できた時点以降における通常の処理として十分ではない点ないし適切ではない点があったと指摘をする一方で、震災直後で岩手県自身も行政資源が不足していたことは想像にかたくないとも記されているところでございます。また、弁護士、大学教授におかれては、県は町に対して善良な管理者の注意義務をもって監督や検証をすべきだった。また、より強力な指導や情報提供を町に行うべきだったと指摘されています。一方におきましては、行政実務に精通する宮城県では、市町村が実施する委託事業については、市町村の責任において委託した事業者に対して指導等を行うものであると指摘しているところでございます。

こういうことを踏まえまして、それぞれ今後の改善策の参考にしなければならないと考えているわけですが、期限と申しますか、今後どういうふうに対応していくかにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、会計検査院の検査結果等を待って、このいただいた所見をどのように反映していくことができるのかどうかについて検討してまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 今の答弁聞いてやっぱり思ったのは、Aの方がこう言っているにもかかわらず、厳しい指摘を言っているにもかかわらず、別の方向では仕方がないのだというようなことも持ち出しています。だから、我々が恐れているのは、あなた方が都合のいいようにそれを解釈して、結局それを教訓といたさないような形になるのではないか。我々はよしとしないですよ、今回の形態にしても。それをもって、そしてまたなおかつ会計検査院

の結果を待つてやると。どうも対応が我々に対して曖昧模糊としてはっきりしない。明確ではない。ですから、第三者の委員会をしっかりと設けて、厳しく県に対する方策というものを示してもらわないと、その他の補助金行政についても本当の意味で被災者の方々のために資する行政にならないのではないかとというのが我々の指摘です。したがって、この事実から逃げていけばいくほど、残念ながら緊急雇用創出事業についても今回3番目の事案が発生しました。このようなことが繰り返されると、どんどんさらに市町村行政と県行政との間に溝があいてしまう。ということは、すなわち東日本大震災の復興においても、連携がうまくいかないのではないかと懸念がどんどん生じていくわけです。私は、こういう審議の場で何回も、ある程度、一定程度線を引いて、しっかりと反省をして次に生かす方策をやるべきだということを、今でもそれを基本に持って皆さん方に言っているつもりですけれども、今の答弁が繰り返されているようでは私はしっかりした反省にはならないというふうに思います。多分予算特別委員会でもこの件については別の議員も言及されるだろうし、それを受けて私も何らかの意見をまた申し上げるときがあるかもしれませんが、この場は時間もないのでおさめておきたいと思います。

○高橋元委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 最初に、復興の課題について聞きたいと思います。

商店街の再生ですけれども、私はこの間、大船渡、陸前高田、釜石、そして大槌の首長に会って聞いてきました。区画整理事業が一番おこなっているのです。そして、区画整理事業が終わってから商店街の再生ということであって、全体とすればその事業着手というのはそれなりに進んでいると思うけれども、その中で一番おこなっているのが区画整理です。商店街の再生について聞きたいのだけれども、例えば陸前高田市の場合は先行的に中心市街地の再生のためにかさ上げが進んでいます。そこに今100店舗以上の希望者があって、中心市街地を形成しようとしています。リプルという地元のスーパーを中心にして共同店舗を中心市街地に再生すると、約20億円かかるということです。津波立地補助金というのがあるのだけれども、補助率は違うのですけれども、これは被災企業だけではなくて、新しい企業も参加して補助も受けられる。しかしこれの上限が5億円なのです。だから、特に陸前高田市の場合は、そういう一定の共同店舗、集積した共同店舗と個店、そして公共施設という、こういう形で今中心市街地を計画しているのですけれども、この5億円の津波立地補助金では全く足りないという訴えも聞いてきました。こういう中心市街地に対する支援策、県はどういうふうに相談に乗って対応しているのか、このことをまず第1にお聞きしたい。

○山村経営支援課総括課長 陸前高田市の商店街の再建についてでございますけれども、リプルを中心とした共同店舗の計画については、事業者の方からお話を伺っておりまして、

先に国からも説明を求めて、説明会を設置するなどしているところでございます。

事業費の見通しについても、額が相当大きくなるというお話は伺っているところでございます。

○**斉藤信委員** 額が大きいのを伺っているだけではなくて、津波立地補助金というのがあるのだけれども、これが上限5億円で、リプルの場合、大体今の段階で20億かかる、そうすると全く足りないという話なのです。

だから、例えば中心市街地を幾つかの街区に分けて、分けてもだめなのだね、一つで20億だから。恐らく大船渡市は幾つかの街区に分けて津波立地補助金を活用する計画だと思うのです。だから、地元のスーパーをあわせて共同店舗を形成する場合にそういう形になるので、その点でやっぱり県が知恵を出す、国に対しても被災地が求めるような支援策を考えるべきだと思うのです。そういう点で県として検討しているのか、国に対してもそういう要望をしているのかということを知りたいのです。

○**山村経営支援課総括課長** 津波立地補助金については、委員からお話いただいたように上限5億円ということで、被災企業だけではなく、被災していない企業、テナントも受けられるような特別な補助金でございます。

陸前高田市の例でも、それを超えるような事業の見通しもあるということで、そういった状況を国にもお伝えしていますし、要望という形でお伝えして、想定よりも大きな事業費になっているということについては、私も中小企業庁、復興庁のほうに行きまして直接お話もしておりますし、お願いしております。

○**斉藤信委員** 本当に東日本大震災津波の被害というのは、戦後最大、とりわけ陸前高田や大槌や山田のように中心市街地が壊滅した。いわばゼロからの出発と申しますか、逆にいけば借金抱えてマイナスからの出発で、10メートル前後かさ上げして、その上に商店街つくると申すのは、本当に日本全国を見てもそういう事業の取り組みというのではないのだと思うのです。

だから、やっぱり被害状況、再建の特殊性、そういうものを陸前高田市、あとその他のところも出てくると思うけれども、一体となって、中心市街地というのは自治体、まちの核ですよ。このまちの顔が形成されなかったら、復興にならないと思います。ぜひそういう点で被災自治体、あそこは商工会が中心になって知恵も出していますけれども、本当に一緒になって知恵を出して、そして必要な支援策を実現するという取り組みをやりたい。

あわせて、私は一般質問で仮設店舗の話をお聞きをいたしました。本設展開を予定しているのが7割、そして仮設店舗の継続的な営業を希望しているのが8割と、こういうことで、なかなか7割と8割というのが微妙な関係にあるのだと思うのですけれども、まず5年間と言われた仮設店舗を引き続きそのまま営業したいという方々が少なくないので、この点の手だてはどうなっているのか。例えば民有地なんかの場合には、もう返せということになりかねないですよ。あとは、今は地代も含めて手当てをされているけれど、5年

たったら地代その他の手当がなくなるということになると、なかなか継続といっても難しいのではないかと。例えばそういう民有地にどれだけ仮設店舗が整備されているのか、既に立ち退きを求められているようなところがあるのかないのか、このことをお聞きをしたいし、国は仮設商店街がそのまま区画整理事業などのために移転する場合にはちゃんと移転費に補助を出しますよ、こういうことも打ち出していますけれども、そういう点で仮設商店街がまちづくりなどの事業でそういう移転が迫られている状況をどういうふうに皆さんは把握しているのか。商売というのは、中断したら収入が途切れてしまうわけですから、せっかく再開して頑張っている、これを継続しながら本設展開という、こういう点で状況をどういうふうに把握しているのでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 仮設店舗でございます。公有地に建てている仮設店舗もございますし、民地に建てている仮設店舗もございます。民地に建設されている仮設店舗は、契約期間等もそれぞれ借り方によっていろいろだと思えますけれども、昨年度末、平成26年3月末時点では76軒ぐらいが満期を迎えたというお話を伺っておりますが、全て契約期間を延長することができたというふうに伺っております。

また、移設が生じる場合もあります。移設について、今年度は全体で10カ所、うち5カ所程度は公共事業による移設ということで、公共事業での補償の対象になるものと伺っております。

事業者の中には、仮設店舗で営業を継続している方もおられますので、そういった営業がきちんとできるように店づくりの専門家を派遣したり、イベントに補助したり、そういうのをこれまでもやってきておりますけれども、継続してやっていきたいと考えております。

○斉藤信委員 大船渡市の夢商店街の理事会とも懇談をさせていただきました。あそこは本当に県内でもいち早くモデル的な、先駆的な生まれ方をしたと思うけれども、本設展開、新しい商店街の形成ということで、やっぱり新しいステージを迎えているのです。

ちょっと印象的だったのは、阪神・淡路大震災のときの長田、あそこの商店街再建のときの平均年齢は40代だった。今大船渡の場合は60代だと。だから、これから借金抱えながら再開するというのは、本当に長田の場合も成功しなかったのだけれども、大規模な不相当なものを建ててしまっていて、やっぱり岩手の場合の再建というのは、そういう平均年齢60代という中で、中心市街地の中枢を占めるこういう方々がどうやって再建をして営業を継続するのか、大変大きな課題だ。これはある意味で阪神・淡路大震災以上に困難な課題で、それだけに多様な、そして抜本的な支援が必要だというふうに思います。いよいよ本当に最後の最後に商店街の形成ということになるので、この点はしっかりサポートしていただきたい。

2番目に雇用問題についてお聞きをします。先ほども若干雇用にかかわりましたが、確かに今は有効求人倍率は高いのだけれども、県内の中小業者に聞くと、もう全然人材が確保できない。全国的にも求人が多いというので、例えば盛岡市内の中堅の中小業者に話を

聞いたら、もうことしの採用はほとんど難しい。今まで高校を回れば歓迎されて、優秀な卒業生を送りたいと言っていたのが、ことしはもうだめです、もうみんな優秀なのは大手へ行ってという話なのです。だから、有効求人倍率が高いというのは、復興事業の反映なのだけでも、地元中小企業にとってみれば今まで以上に人材確保の困難な状況を迎えているのではないかというふうに思いますが、まず皆さんはどういうふうにこの雇用状況を把握しておられるのか。

そして、やっぱり県内の中小企業がしっかり人材も確保して、中小企業が元気になる。中小企業振興条例も今回提案されて、これは次の常任委員会で議論しますので、委ねますけれども、せつかく県がそういうふうにしたときに必要な人材も確保できない、そういう厳しい中で、本当に必要な手だて、対策を講じていくべきではないかと思いますが、現状、そして県の対応、どういうふうに取り組もうとしているかお聞きします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 ことし3月の高校卒業者の就職状況を御説明申し上げますと、県内就職率は非常に高く、内定率としましては1月末時点で96.3%、これは平成8年以降最高の数値というのが労働局から発表されております。このように高校を卒業して就職希望する方というのは、ほぼあらかじめ決まってしまうという現状にあるという認識でございます。

先ほど委員のほうから人が集まらないということでございますが、高校卒業者に関しましては、就職活動の終盤を迎える前に、生徒自身が地元の企業なりをよく知っていただく取り組みというのが重要だと改めて思っているところでございます。

これまでものづくりネットワークですとか、あとは久慈地域では地元の企業のガイドブックを同時につくったり、県としてつくったりして取り組んでいるわけですが、そういった取り組みを引き続きやっていかなければいけないと思っております。

これからの復興を進める上で、将来の産業界を支える高校生、大学生の人材確保というのは非常に大きな課題だと思っておりますので、今後におきましてもハローワークとの連携によりまして企業説明会、面接会等を引き続きやっていかなければいけないと思っておりますし、U・Iターンに関しましても当初予算にいわて就職サイトの補助事業というのを盛り込んでいますので、そういったことを取り組みながら、少しでも人材確保を図っていきたいと思っております。

○斉藤信委員 高校生の就職率は高いし、県内就職率も69%なのですよね。だから、それなりなのだけでも、高校生全体の数が減っているので、余り変わっていないのです。それで特に内陸の場合には、大学の場合だと、今から3年生に就職説明ということになるのだけでも、大手は12月からインターンシップをやるのです。これで大体内定してしまうのです。8月から面接が始まる時には、ほとんど決まっている。県内企業は8月から面接をやるのですよね。そのときはもうほとんど決まって、来る人はいない、こういう状況をよくつかんでやる必要があるのではないか。

それで、人材確保の問題で、これは県政調査会の時に広田先生も強調されたけれども、

岩手出身の県外に行っている大学生の名簿というのは、同窓生名簿で大体わかるのです。こういうところにきちんとダイレクトメールを送って、例えば県内の就職説明会とか、就職関係の資料を送るなど、そのぐらいのことをやらないと、県内での人材確保というのはさらに前に進めることはできないのではないかと思います、いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 就職の採用時期が、ことしの大学生に関しましては3年生からの時期が遅くなるようになっておりまして、県内中小企業としてもいい人材が大手に引き抜かれるというか、採用を先に越されるのではないかという心配があるというのは聞いております。県としても就職採用時期の変更に合わせましたふるさといわて定住財団の面接会等、時期を工夫しながらやることにしております。

あと同窓会名簿の利用につきましては、これは教育委員会との相談になるとと思いますが、個人情報の問題とかあるかとは思いますが、相談はしてみたいと思います。

○斉藤信委員 これは人材確保だけではなくて、Uターン、Iターンともかかわるので、やっぱり思い切って大胆な、そして情報戦ですよ。例えば今被災地で住宅再建やっているでしょう。大手ハウスメーカーが大体8割占めているのだけれども、二度三度ダイレクトメールですよ、もう全然営業力が違う。経済対策と言うのだったら、こういうところに金かけて本当はやるべきなのだと思います。だから、今までの延長線上ではなくて、本当に必要な人材を確保する。Uターン、Iターンを本当に成功させようと思ったら、やっぱりどこもやっていないような、そしてしっかりした情報を持って系統的に働きかけるということが必要ではないかと思えます。

それで、非正規から正規の問題で、私は一般質問でトヨタ自動車東日本の問題を取り上げました。トヨタ自動車東日本は、皆さんから提供された資料で見ると、平成26年3月期決算ということになるのでしょうか、利益剰余金が721億円。岩手工場は、アクア全量生産でフル回転ですよ。それなのに正規の社員というのは7割弱。実は従業員の数が数年前と比べて100人減っているのですよ。フル生産しながら従業員を100人減らして、そして3割強が期間工、派遣という、岩手を代表するトップ企業がこれでいいのか。強力に非正規から正社員化を働きかけるべきだと思うが、この間具体的にどういう要請をしてみましたか。

○佐藤自動車産業振興課長 トヨタ自動車東日本に対する正社員化への要請活動の状況でございます。今年度に入りまして、知事の企業訪問、あるいは各種会議等で役員等との意見交換、要請をする場がございます。そういった場で知事がお話しするほかに、当課におきまして定期的に本社、それから岩手工場の役員あるいは幹部の方々と意見交換、お話しすることがあります。そういった中で雇用の問題等につきまして、特に正社員化等につきましてお話しさせていただいてきているという状況でございます。

○斉藤信委員 ぜひ県議会でこれだけ問題になっているということを含めて、リーマンショック前は本当に100人を超える期間工から正社員化したのです。やっぱりこの実績を踏まえて、あるとき以上に今フル生産というか、体制は、条件はいいと思います。ぜひ強力

にやっていただきたい。

最後です。D I O ジャパンと大雪りばあねっと問題についてお聞きをいたします。D I O ジャパン問題について、もうこれは議会で取り上げられてからかなりたちますが、本会議の答弁では現在立地市町において返還請求額の確定に向けて調査を行っている。いつまでやっているのですか、これは。そして、この間盛岡市が2,400万円ですか、所得があったという把握をしましたけれども、何をどこまで把握されているのか、これを示していただきたい。

もう一つ、3月18日に債権者集会が開かれますが、債権の届け出は不要とされているという答弁ありましたね。いわば債権届け出ても支払う能力がないので、これは意味がないということなのか。債権届け出なくてもいいというのはどういう意味なのか。本当に考えられないことなのだけれども、まずこの2点お答えいただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今D I O ジャパンに関してどこまで調査が進んでいるのかということですが、先日盛岡市のほうでは、決算書から売り上げがあるということを発表しております。それは2,400万円余の売り上げがあったということで、決算書から把握しています。ただ、緊急雇用創出事業と申しますのは、売り上げからその事業に係る必要な経費を控除することになるのですが、その控除すべき経費というのがなかなかはっきりしないというところで、その辺は引き続き調査をしているところでございます。これについては、県といたしましても厚生労働省に考え方を確認するなどして、市町村の調査を支援するというところでございます。

それ以外の市町村につきましても、同じように調査をしております。ただ、同じように経費の取り扱いとか、まだまだ決まっていない部分があつて、今はちょっと公表できない状況でございます。

あと債権届け出が不要ということなのですが、これは東京地方裁判所から今回破産管財人のほうで資産について調査をするので、当面の間債権の届け出は不要ですというふうに文書が出ておまして、そういうことで御答弁申し上げたものでございます。

○斉藤信委員 大雪りばあねっとのときには証明のないものはみんな不正支出にしたのです。売り上げが2,400万円あるのにまともな説明ができなかったら、これはもう不正という形でやらなかったら決まりませんよ。相手は協力していないのだから。だから、大雪りばあねっとと同じように、いわば補助金が正当なものだと認められないとやれば不正は出るのですよ。私は、そういうふうにしてきちっとやらないとだめだと思います。相手が証明できないものだったら、これはもう補助金の対象にならないとやればいいではないですか。

それと、答弁ではこう言っているのです。県としても対象経費の取り扱いについて国と協議を行うなど立地市町を支援していると。国との協議の中身を示していただきたい。特にリース料です。いわば買い取りよりも高いリース料というのは、私は全く不当だと思うのです。そして、買い取りよりも高いリース料、これはリース会社と結託したとしか思え

ない。リース会社の責任も私は追及すべきだと思います。実際にあのリース料というのは2年目、計画では買い取りのみのリース料が事業計画では出されていたのです。それが5月何日かの皆さんが指摘した通知でだめですよとなったのです。認められたら高いリース料を2年目も取るという計画だった、これは当事者だけの知恵ではないと思います。だから、リース会社もぼろもうけをした、2年目もぼろもうけしようとしていた、やっぱりリース会社とD I Oジャパンというのは結託していたのではないか。そこにも返済義務があるのではないか、そういうことを含めて徹底して調査をすべきだし、私は国の対応にも極めて曖昧さがあったと思います。今時点で破産した会社ですから、不正額を出せば出すほど返還を求められているという、これは深刻な矛盾ですよ。国の責任もやっぱりきちんと追及しながら、不正はしっかり解明するけれども、真面目にやればやるほど痛みが伴うということでは、これまた国の責任が不明確になるので、そういう点も含めて国とどういう協議をしているのか、あなた方はどういう調査をしているのか示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 現在の厚生労働省との協議ですが、事業期間中のリース料の取り扱いですとか、先ほど申しましたけれども、事業期間中の収入を確定させるための売上高から控除する経費の取り扱い、あるいは業務従事かO J Tかという判断の基準、あるいは消費税の納付の確認方法等について、国の見解を確かめながら市町村の調査を支援しているということでございます。リース料につきましては、その中で国と引き続き協議をしながら対応していくということであります。

○斉藤信委員 厚生労働省は後で言い方を変えたりするから、こういう協議をしていますとここで明らかにしたほうがいいと思います。ふたをあけてみたら、最初と最後が違っていたというのは、それは内部で秘密でやるからなのです。やっぱり岩手県はこういうふうに対応している、こういうふうには厚生労働省に求めていると、一つ一つ明らかにしてやったほうが逃げ道がないのです。そういうことをしっかりやっていただきたいし、D I Oジャパン本社が破産になりましたが、本社採用の従業員にも、これはきちんと未払い賃金が出されたことを確認しているでしょうか。

それで時間がないので、最後は大雪りばあねつとも聞きますが、3人からの意見で、私は厳しい指摘が出たと思います、県議会の指摘よりは優しいと思うけれども。県議会の指摘のほうが具体的で厳しい指摘があったというふうに私たちは思っているけれども、それでもあなた方の検証報告書というのは極めて不十分だと、特に御蔵の湯についてもきちんと対応すべきだった。そして、1年目に問題があったのに、2年目の7億数千万円余の事業計画を認めたというのは二重の問題だと、そういう指摘はもう県議会では何度もされているのだけれども、第三者からもそういう指摘があったというのは、私は極めて重要なことだというふうに思います。先ほど飯澤委員も取り上げましたが、そういう検証の不十分さを指摘されたわけだから、会計検査院の動向ももちろん無視はできませんけれども、そこもしっかり踏まえて、県民が納得いく、県議会が納得いく対応をしっかりとやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。これは部長に聞きましょう。

○千田労働課長 本所に籍を置かれている県内の元従業員の方々への対応でございますが、破産管財人から1月の下旬に、御本人宛てに立てかえ払い請求書、案内書とともに請求書が送られまして、本人記入欄に御記入いただいて返送いただいて、そのチェックが終わって2月に労働者健康福祉機構にそれらの書類が提出されていると伺っております。振り込みまでおよそ1カ月程度かかると聞いていますので、大体年度内ぐらいには振り込まれるのかなと見込んでございます。

○寺本雇用対策・労働室長 国との協議についてでございますけれども、やはり県としましては、各市町の中では公平にやってほしいとか、こういうふうな取り扱いにしてほしいという要望がございますので、そういう各市町の疑念といいますか、困らないようにしっかりと支援していく必要があるというふうに思っております、国に対してもしっかりと要望していきたいというふうに思っております。

○橋本商工労働観光部長 今般、行政法あるいは行政実務それぞれの専門の立場から御所見をいただいたわけでございますが、補助委託事業を実施していく場合の一層の適正化に向けて参考にさせていただきたいと思っておりますし、先ほども飯澤委員の御質問に対しお答えをいたしましたけれども、今般の所見をいただいたことをもって決議の対応が終了したとは考えておらず、今後会計検査院による検査結果等を踏まえまして、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋教育長 このたび発生いたしました教職員の不祥事につきまして、改めまして御報告とおわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、盛岡市内の特別支援学校に勤務する非常勤講師が大麻取締法違反で逮捕、起訴されるという事案が発生いたしました。当該職員は現在も拘留中でありまして、接見等も限定的にしか行うことができおりませんので、まだ十分な事実確認ができておりませんが、逮捕、起訴容疑は自宅において乾燥大麻約7グラムを所持していたというものでございまして、本人もその事実をおおむね認めているところでございます。今後の裁判の進行状況なども注視していく必要がありますが、事実とすれば児童生徒の健全な育成を担う教職員として断じて許されない非違行為であり、改めて事実確認を進め、事実が明らかになれば法令等に照らして厳正かつ速やかに対応する考えでございます。

また、特別支援学校の現業職員が職員組合費の私的流用により、昨日付で停職処分とした事案も発生しておりまして、たび重なる不祥事にざんきにたえない思いでございます。

今回こうした非違行為を行った職員は、非常勤職員あるいは現業職員という一般の教員以外の職員ではございますが、県教育委員会といたしましては、改めてこうした職員も含

めた全教職員に対し、不祥事防止対策を徹底してまいります。

東日本大震災津波から約4年が過ぎ、復興に向けて県を挙げて取り組んでいる中、こうした事態が重ねて発生したことは、教育に対する信頼を大きく損ねるものであり、この場をおかりいたしましておわび申し上げます。いずれにいたしましても、こうした状況を深刻に受けとめて、教育委員会全体が一丸となって不祥事の発生防止などに努め、信頼回復に全力を尽くしてまいり所存でございます。大変申しわけございませんでした。

○高橋元委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第82号平成26年度岩手県一般会計補正予算(第7号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第11款災害復旧費第6項教育施設災害復旧費のうち教育委員会関係、及び第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費、第11款災害復旧費第6項教育施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫教育次長兼教育企画室長 議案第82号平成26年度岩手県一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

議案(その3)の8ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは、10款教育費のうち1項教育総務費から7項保健体育費までと、下のページ、9ページの11款災害復旧費のうち6項教育施設災害復旧費の一部であります。これらは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正であり、全体として20億3,293万円余を減額しようとするものであります。この結果、教育委員会が所管する一般会計予算額は1,369億5,136万円余となるものであります。

補正の主な内容につきましては、便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の189ページをお開き願います。なお、説明欄の主なものについて御説明いたしますが、金額については省略させていただきますので御了承願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の管理運営費は、過年度に受け入れた国庫支出金の返還等に伴う増額であり、一番下の幼稚園等の複合化・多機能化推進事業費補助は、市町村事業の計画変更に伴う減額であります。

次のページ、190ページをお開き願います。3目教職員人事費のうち三つ目の退職手当は、所要額の確定見込みによる減額であり、下のページ、191ページに参りまして、4目教育指導費の上から五つ目の児童生徒健全育成推進費は、震災対応に係るスクールカウンセラー等配置事業などの国庫委託事業の確定等による減額であります。

次に、193ページをお開き願います。2項小学校費、1目教職員費の教職員費、次のページ、194ページに参りまして、3項中学校費、1目教職員費の教職員費、下のページ、195ページに参りまして、4項高等学校費、1目高等学校総務費の教職員費については、それぞれ教職員の給与の所要額の確定見込みによる減額であります。

197 ページをお開き願います。4目教育振興費のうち、上から四つ目の高校奨学事業費補助は、独立行政法人日本学生支援機構からの高等学校等奨学金事業交付金の確定等による減額であり、下から三つ目の公立高等学校等就学支援金交付事業費及び次の奨学のための給付金支給事業費は、支給対象者数の確定等に伴う減額であります。

次に、5目学校建設費の下から二つ目の校舎大規模改造事業費は、校舎の耐震補強等に要する経費の確定見込みによる減額であります。

次に、199 ページをお開き願います。5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の管理運営費は、特別支援学校教職員の給与の所要額の確定見込みによる減額であり、二つ下の施設整備費は県立盛岡となん支援学校の移転整備に係る設計委託料などの確定見込みによる増額であります。

201 ページをお開き願います。6項社会教育費、1目社会教育総務費のうち、下から二つ目の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費は、市町村への委託事業の確定見込み等による減額であり、2目文化財保護費の二つ目の文化財保護推進費は、被災した市町村の博物館の文化財等の修理、修復や保管に要する経費などの確定見込みによる減額であります。

次のページ、202 ページに参りまして、3目芸術文化振興費の下から二つ目のいわての学び希望基金被災地児童生徒文化活動支援費補助は、対象児童生徒の確定見込みによる減額であり、下のページ、203 ページをに参りまして、6目美術館費の管理運営費は、県立美術館の指定管理委託料の確定見込みによる増額であります。

205 ページをお開き願います。7項保健体育費、1目保健体育総務費の三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みによる増額であります。

2目体育振興費であります。次のページ、206 ページをお開き願います。三つ目の競技力向上対策事業費は、全国中学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会等への派遣人員の確定見込みによる減額、次のいわての学び希望基金被災地生徒運動部活動支援費補助は、対象生徒の確定見込みによる減額であります。

3目体育施設費のうち管理運営費は、県営体育施設の指定管理委託料の確定見込みによる増額、次の施設設備整備費は県営体育施設の改修に要する経費の確定見込みによる増額であります。

少しページを飛んでいただきまして、218 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、6 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費であります。教育委員会所管分については、被災した県立高田高等学校の校舎の新築等の事業費の確定見込みによる減額であります。

次に、繰越明許費について説明申し上げます。議案(その3)に戻っていただきまして、22 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の表中、教育委員会の所管分は10 款教育費の2億7,564万5,000円、及び24 ページに参りまして、11 款災害復旧費、6 項教

育施設災害復旧費の394万2,000円であります。これら繰り越し事業は県営体育施設等の改修や、国指定文化財等の所有者への修理費の補助に係るものでありますが、事業計画の策定等に期間を要したことなどにより平成27年度に繰り越して執行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 毎年お伺いしておりますけれども、193ページ、教職員費のところ、それから小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の場合は管理運営費という形になっているのでしょうか、教職員費の正規の人数とそれ以外の人数、非正規の場合は常勤もあれば非常勤もあれば、勤務対応がさまざまです。それから、それぞれの校種の正規の割合、それをまずお伺いします。

○金田参事兼教職員課総括課長 正規、非正規の数については、今調べますのでお待ちいただきます。

今回の2月補正でもっての給与費の対象人員について、小学校費が5,392人、中学校費3,311人、高等学校費3,157人、それから特別支援学校費のほうで1,230人となっているところでございます。

○小西和子委員 時間がかかるようであれば、後ほどお願いいたします。

続けますけれども、昨年の場合でも、全国よりも正規の割合が低かったですし、東北の中でも宮城に次いで下から2番目ということでありました。今年度は少しは上に上がっていいなというふうに思うわけですが、人口減少、人口減少と言っていますけれども、正規雇用率が高いところには定着するわけですので、上回っていいなという思いでしたところ。時間がかかりそうですので、これで終わります。

○斉藤信委員 それでは、事務局費についてお聞きをします。被災児童生徒就学援助事業費補助、被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業費補助、それぞれ減額になっているのですが、この現状、どれだけ対象になっているのか。特に被災児童就学援助については、来年度までというふうに話を聞いているのですけれども、私は今被災者、被災児童の状況から見て、来年度で終わる事業ではないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○宮澤学校施設課長 被災児童就学援助事業費でございますけれども、平成25年の実績は、3,590人でしたが、平成26年は3,292人となってございまして、所要人数の確定に伴う減となっているものであります。当該事業につきまして、被災地におきましては、なお援助を必要とする児童生徒がたくさんございますので、県教育委員会といたしましては、国に対しまして最終的に対象児童がなくなるまで補助を続けていただきたいということで重ねて要望しているところでございます。

○斉藤信委員 特別支援教育就学奨励費補助も聞いたのですが。要望しているというけれども、国の対応はどうなのか。

○宮澤学校施設課長 これは、毎年度繰り返し国に要望しているものでございますけれど

も、国からは、平成 27 年度以降の状況については、まだこのようにしますという回答は得てませんが、毎年度、毎年度、実情を把握する中で、必要があればそういう方向で検討するというところで回答を得てございます。

それから、特別支援教育就学奨励費補助でございます。これにつきましては、平成 26 年度でございますが、特別支援といたしまして、平成 25 年度の 3,042 人に対しまして、平成 26 年度の見込みでございますけれども、3,021 人とほぼ横ばいの状況でございます。これにつきましても、先ほどの災害援助の分と同じように、いずれ必要な児童生徒がいる限り、制度の存続について同様に要望しております。

○**斉藤信委員** 特別支援学校でこんなに多いのですか、三千何人と、被災児童が。違うでしょう。

○**宮澤学校施設課長** 済みません、誤って通常のほうをお答えしております。失礼いたしました。被災児童のほうは、現在制度として資金は用意してございますけれども、具体の奨励事業につきまして相談はないということでございます。

○**斉藤信委員** 本当か。対象児童はいないということ。

○**宮澤学校施設課長** はい。

○**斉藤信委員** 対象がないというのだったら何で予算化したのか。それはもういいです。間違いがあったら後で訂正してください。

幼稚園等の複合化・多機能化推進事業費補助が 8,322 万円余減額ですが、これは幼稚園が認定こども園化しなかったということではないかと思いますが、幼稚園の認定こども園化、これはどうなったのでしょうか。

○**八重樫教育次長兼教育企画室長** 御質問の中身につきましては、当初予算では認定こども園として復旧、復興する大船渡市の越喜来こども園の整備費に対して市町村へ補助を見込んでおりましたが、今年度はその整備が行われなかったということで全額減額したものでございます。

○**斉藤信委員** わかりました。

次に、教育指導費でお聞きをしますが、児童生徒健全育成推進費はスクールカウンセラーの配置ということで、今いわゆる震災復興で応援を受けているスクールカウンセラー、そして県、市町村が配置しているスクールカウンセラー、これがどうなっているのか。

それで、全国から応援を受けているスクールカウンセラーは、恐らく予算措置は来年度までになっているのではないかと思います。派遣されているスクールカウンセラーに聞きますと、これからが子供の心のケアはまさに正念場なのです。私はこの間、陸前高田市の山田教育長にもお話を聞いてきましたが、あそこは市独自にもスクールカウンセラーを配置してやっていると。スクールカウンセラーの役割は極めて重要だという話でありました。

そういう点で、一つは実情をお聞きしたいのと、応援をしているスクールカウンセラーは、ぜひ地元のスクールカウンセラーを配置する必要があるのではないかと、私たちが抜け

た後この取り組みが継続できない、もちろん人員の確保ということはありませんけれども、いわば継続できる人を被災地にきちんと配置すべきではないか、こういう意見も聞きましたので、現状と今後の対応についてどう把握しているでしょうか。

○大林生徒指導課長 今委員がおっしゃったのは、全国に公募しました、いわゆる臨床心理士資格を持った巡回型カウンセラーの方々のことだと思いますけれども、現在巡回型カウンセラーは13名、内訳は沿岸南部教育事務所に6名、宮古教育事務所に4名、県北教育事務所に3名、計13名の方々が県外からいらしていただいて、地元に住んでいただきながら教育事務所管内の小中学校等のカウンセリングに当たっていただいています。これは年々人数をふやしまして、昨年度と比較すると2名増加の13名という形になっておりまして、来年度につきましては13名の人数を維持する予定で動いております。

いずれ国の予算の関係で、このような配置ができていくという現状がありますので、その予算については、来年度までは確定してはいますけれども、それ以降についてはまだ未確定な部分がありますから、いずれまだまだ沿岸被災地の状況というのが好転しているわけではありませぬので、その部分については引き続き国のほうに予算要求をしていきたいと思っておりますし、あとは県内人材をどういうふうに沿岸部に配置するかということについては重要な課題として捉えておりますので、そこについては今後対応していきたいと思っております。

あと、新年度の採用につきましては、ほぼ内定しているわけですがけれども、県外からいわゆる有資格者が来まして、配置型カウンセラーとして任用する予定も立てておりますので、その辺も含めて、できるだけ支障が出ないような形で対応していきたいなというふうに考えております。

○斉藤信委員 県、市町村が配置している数も聞いたので。

○大林生徒指導課長 今年度は、いわゆる巡回型が13名で、あとは県で配置型のカウンセラーが有資格者と準ずる者を含めて63名というふうな数字になっております。

○斉藤信委員 市町村はわからない。

○大林生徒指導課長 市町村までは、済みません、全部把握しておりません。

○斉藤信委員 準じると曖昧にしないで、きちんと資格を持ったスクールカウンセラーが何人なのか、準じるという人はどういう人で、何人なのか。

あと、今スクールソーシャルワーカーというのを配置していますね。ついでにスクールソーシャルワーカーの配置の状況、沿岸への配置の状況、全県の状況も示してください。

そして、私、スクールカウンセラーは大変大事だと思うのだけれども、恐らく県教育委員会の採用ではなくて委託契約ではないですか。大変大事な仕事をしている割には身分が不安定なのです。これは、ある意味でいけば恒常的に必要なスクールカウンセラーというのはいるわけだから、そういうことは教育事務所配置で十分可能だということを考えるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大林生徒指導課長 まず、県内のカウンセラーの配置につきましては、いわゆる有資格

者は29名、準ずる方という方は、例えば教員OBで、教育相談に長年携わった方とか、あと市町村の適応指導教室等で5年以上の相談の経験を有する方とかが準ずる方という資格になりますけれども、この方々が34名で、合計で63名という数字になっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度は県内で12名、内訳は盛岡教育事務所に3名、中部教育事務所3名、県南教育事務所2名、沿岸南部教育事務所2名、宮古教育事務所と県北教育事務所が1名ずつ、計12名となっています。身分につきましては、スクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーにつきましても県の非常勤職員という身分になっております。

身分につきましては、現段階では正規職員にというところまでの検討はしておりませんが、いずれ先ほどの巡回型カウンセラーが今後どうなるかということも含めて、そこはいろいろ考えていかなければならないものなのかなと考えております。

○斉藤信委員 スクールカウンセラーはまさに専門家で、大学院修了とか、そういう人材ですから、私は待遇をきっちりすべきだと、これは教育長に要望しておきます。

次に、就職支援相談補助員配置事業費、これは479万円の減額でしたが、この配置状況、あと取り組み状況、成果。

それと、県立学校復興担い手育成支援事業費、これは1,034万円の減なのですが、これはどんな取り組みをしてきたのか。

それと、実践的防災教育総合支援事業費、これは53万8,000円の減額なのですが、これはどんな取り組みをされてきたのか示していただきたい。

○岩井高校教育課長 初めに、就職支援相談補助員配置事業についてであります。主に就職する生徒の多い高校に30名配置しております。就職にかかわる求人票、地元企業とのマッチングとかの相談をしていただいております。減額につきましては、勤務状況が確定したことを受けての減額となっております。学校等に行く際の旅費等が見込みよりも減ったということで、最近景気がいいものですから、進路の決定状況が早い学校であれば12月には確定するということがありますので、勤務時間が減ったことによる減額となっております。

続きまして、復興を担う専門人材育成支援事業についてであります。これは専門高校を中心とした、工業、農業、商業といった専門高校を中心として、キャリア教育を推進する上で地元企業との連携とか、インターンシップをする際の事業となっております。これも計画が確定して当初見込みよりも使途が減ったということで減額となっております。

○松葉特命課長 実践的防災教育総合支援事業についてですが、まず事業内容といたしましては大きく三つの内容がございます。一つ目は、防災に関する指導法等の開発、普及のための支援事業でございます。今年度はモデル地区として西和賀町におきまして、例えば緊急地震速報システムの導入等、あとは雪害も含めた自然災害における研究を行いました。それが一つ目でございます。

二つ目は、学校防災アドバイザー活用でございます。岩手大学の地域防災教育センタ

一の先生方並びに盛岡地方気象台の職員の皆様方のお力をいただきまして、各学校のニーズに応じた中で防災に関する講演等で派遣した事業でございます。

三つ目は、災害ボランティア活動推進支援事業でございます。これにつきましては、小中学校、県立学校がボランティア活動を行う際に、バス等の輸送費の支援のような活動を行ったものでございまして、大きく三つの活動でございます。

減額になった理由でございますが、二つ目にお話ししました学校防災アドバイザー活用事業におきまして、岩手大学並びに盛岡地方気象台の職員を想定しておりましたが、50回ぐらいの派遣をいたしました。その中におきまして、盛岡地方気象台の職員につきまして、謝金及び旅費について受領辞退等の申し出があり、それによって報奨費、旅費の減額というようになっております。

○**斉藤信委員** 実践的防災教育総合支援事業ということで三つの中身はわかりましたが、今東日本大震災津波の復興に取り組んで、これは我々が体験したことのない壮大な事業です。本当に新しい模索の分野でもある。私は、今若い人たちに、こういう復興の取り組み事業というのを、今しか見られない、そういう中身を体験するような取り組みをぜひやっていただきたい。今しか体験できないのです。そして、そのことが地元の復興を担う人材をつくっていくことになるのだと思うのです。これは、まちづくりの問題でも、そしてなりわいの問題でも、子供たちの教育の問題でも、いろんな分野で復興事業があると思いますけれども、そういうところに小中高それぞれの発達段階に応じてかかわっていくことを、これは強く求めておきたい。

次ですが、195 ページの高等学校総務費についてお聞きをしますが、後期県立高等学校新整備計画通学支援費補助、いわば前回の高校再編によって通学費を補助する取り組みが始まったと思いますが、これは今何校、何人が対象になっているのか。この実績見込みを示していただきたい。

その下に高等学校通学支援バス運行費とありますね。これはどういうものなのか。あわせて、例えば高田高校の場合には今大型バス8台とか何台かで通学支援をしていると思います。これ来年度から新しい校舎になるわけですね。新しい校舎になるのだけれども、その周りにはまさに全面工事なのです。通学路の安全をどう確保するのか、通学の足をどう確保するのか、新しい校舎になっても通学支援と安全の確保が必要ではないか。野球部の場合には、引き続きあの大船渡のグラウンドをあと数年にわたって使わざるを得ないという話も聞きましたが、そうした通学支援は来年度どういうふうになるのか、このことも示してください。

○**木村高校改革課長** まず、後期の県立高等学校新整備計画通学支援費補助についてでございます。現在久慈高校の山形校、これは平成20年4月に募集停止した学校でございますが、こちらと、岩泉高校田野畑校、これは平成22年4月に募集停止しておりますが、そちらは県立高校が旧市町村からなくなる、そして統合先の県立高校に公共交通機関では通学が困難であるということで運行しているものでございます。

そして、久慈の山形の利用人数でございますが、往路で35人、復路で30人という形で御利用いただいています。あと、田野畑は、往路、復路ともに19人ということで運行させていただいているところでございます。この通学費補助につきましては、平成27年度予算にも計上しているところでございます。

次に、高等学校通学支援バス運行費でございますが、委員からお話ありましたとおり、これは高田高校の仮校舎での再開にかかりまして、陸前高田市周辺から仮校舎までの通学バスを運行するもので、利用生徒は高田高校、約400人、大船渡高校の生徒30人、大船渡東高校の生徒40人ということで、運行は岩手県交通ほか6社に委託しているものでございます。

そして、今後の見通しですが、この通学バスですけれども、仮校舎までの運行というところでございましたが、来年度から高田高校の本校舎が供用開始されますので、今実施している部分は、平成26年度いっぱい終了することとしております。

そして、今後の通学の手段のほうでございますが、来月、4月の本校舎の供用開始に先立ちまして、JRではこの3月14日から高田高校前に停留所を設けてBRTを運行することにしておりまして、生徒はBRTにより通学することとなります。なお、JRではBRTは通学に対応したダイヤで、生徒が皆乗れるような運行体制をとっていただくということで伺っているところでございます。

○**斉藤信委員** BRTというのは、基本は駅から駅なのですよ。高田高校前に駅をつくるとなっているけれども、恐らくクラブ活動も含めて、そういうふうにはならないと思いますよ。通学支援バスは、バスの支援もあって、これは県教育委員会所有のバス等もあるのでしょうか。今中心市街地というか、高田高校の前というのは、大型ダンプが行き交うような全面工事なのですよ。そして時期によっては交通ストップになっているという状況なのですよ。これで自転車なんかで通学したら本当に危なくてダメですよ。一定程度どう交通の安全を守るのか。BRTは決まったルートだと思いますよ。いろんなところから高校に通うときに、私は、やっぱりこれを考えないと大変だと思いますよ。災害の現場を見てください。四方八方から来るときに、一つの路線、ルートではとてもではないけれども、対応できないと思うけれども、支援されたバスも含めて、そういうことが必要なのではないですか。

それと、クラブ活動については引き続きやるのでしょうか。クラブ活動以外にはやらないということですか。そこをしっかりと教えてください。

○**木村高校改革課長** 安全面に関しましては、BRTの関係等では、陸前高田市役所とも協議させていただいているところでございますので、そういった安全面には万全を期してまいりたいというふうに考えております。

あと、クラブ活動のほうは別担当にはなりますが、震災によりグラウンドが未整備である高田高校の部活動を支援するためのスクールバスの運行は、いわての学び希望基金を活用して実施されるものというふうに考えております。

○**斉藤信委員** いわての学び希望基金を活用してやる、それは財源はあるのだけれども、もう一回聞きますよ。高校に行くBRTの運行ルートというのはたくさんあるのですか、1ルートしかないのではないですか。

○**木村高校改革課長** BRTの関係につきましては、高田高校を通る路線は、盛から陸前高田駅、そして気仙沼というルートではございますけれども、陸前高田市としてのバスの運行ということも伺っておりますので、そことの十分な接続、連携というところを留意して進めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 4月からの開校というのはもうすぐなのです。教育長に聞きましょう。支援された県教育委員会所有のバスがあるのではないですか。それと、財源は、それはいわての学び希望基金から出すかどうかかわからないけれども、高田高校の下は全部が工事中と言ってもいい。そして、クラブ活動もあれば、みんな帰る時間帯も違いますよ。通学の安全を確保するという点で、実は私、陸前高田市からも要望を聞いているのですよ。被災地域の公共交通確保の予算が来年度で切れる。切れたらこれ自身、市民の足も確保できない。まだ財源の見込みがないのに、そこに委ねるといふふうに簡単にならないのではないかと。よく実態を見て、どうしたら安心して通学し、新しい校舎で学ぶことができるのかということ、しっかり対応していただきたいと思うけれども、教育長いかがですか。

○**高橋教育長** 高田高校が萱中校舎を使わざるを得なかったということで、足の確保については万全を期さなければだめだということで、現在のそういう輸送体系になっているところでございます。そして、この春に新しい校舎ができるということは、本来的なところに高田高校の生徒たちが通うことになるということでございますので、その辺の状況というのは大きく一変するということでございます。それで、高田高校のほうでもこれは大きな課題だということを考えておまして、一つには子供たちの通学の足の確保をどうするか、そういう中で、これは生徒たち自身と学校側というのもそうですけれども、保護者とも丁寧に、これまで期間をかけながら足の確保について話をできております。

そういう中で、BRTの停留所が陸前高田駅前でございますがかなり離れていたもので、学校の近くにも新たに設けてもらうような運動をしつつ、実現のめどが立ったということでございますし、それから陸前高田市内の公共交通体系につきましても、一定程度の足の確保はされるという中で、まずもって学校側が責任を持って、県教育委員会が責任を持ってやるべきは、通常の授業については仮のグラウンドでできますので、萱中校舎のほうに機能として残る野球部等の部活動での使用、そういうことはきちんとやろうということで、グラウンドまでの輸送は責任を持って足の確保をいたします。

あと、公共交通体系との連携につきましては、今までも話をしておりますけれども、今後またさまざまな課題が出てこようかと思っておりますけれども、その辺丁寧にお話を、実態をつかみながら適切な対応を図っていきたいというように思っています。

○**斉藤信委員** これで最後にしますが、197 ページの高校奨学事業費補助、これ当初予算が3億1,300万円余で、1億1,200万円も減額になって、2億円の実績。3分の1減額な

のです。これ3分の1も減額せざるを得ない要因は何だったのか。これ実績を含めて、この間の実績を含めて示していただきたい。

奨学のための給付金支給事業、これは低所得者に奨学金を出すという画期的な制度だと思うのだけれども、これも4億2,100万円余の予算に対して2億9,100万円も減額するのです。実績は1億3,000万円になる。3分の1の実績になってしまうのです。結果的には見込み違いということになるのだけれど、もっと活用されてよかったのではないか、なぜこういうふうに見込み違いのような形になったのか、実績を含めて示してください。ここで終わります。

○小畑予算財務課長 まず、奨学のための給付金関係でございますけれども、今年度からの制度であり、当初は所得制限が入るということで、所得制限の割合をどう見積もるかというところがございまして、当初は3,252人という年間の見込みを推定したわけでございますけれども、実際は1,825名という申請の状況になってございます。減額の原因としましては、人数の減と、あとこの制度が子供の数によって支給額が変わってくる。例えば第1子の高校生の場合ですと3万7,400円ですとか、あるいは18歳以上23歳未満の扶養されている兄あるいは姉がいる第2子以降の高校生であれば12万9,700円といったぐあいですが、支給額が変わってくるものですから、この辺の状況等もなかなか見通せなかったということで、単価的なものもありまして今回減額になったというふうなことでございます。

それから、高校奨学事業費補助の関係でございますけれども、これは岩手育英奨学会に奨学金の原資として、あるいは運営費として補助しているものでございます。今回の補正につきましては、奨学金の受給対象者の減に伴う減額でございます。タイプCの貸付金につきましては、当初221名見込んでいたものが206名という状況でございますし、タイプAにつきましては当初102名の見込みでございましたが、実際には31名という状況になっています。それに伴う今回の補正ということでございます。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 先ほどの小西委員の質疑について、執行部は答弁できますか。もう少しかかる。小西委員、この場での答弁はいいですか。

○小西和子委員 後でペーパーで。

○高橋元委員長 それでは、後刻説明をよろしくお願ひしたいと思います。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

うこと。

それから、もう一点は、小学校、中学校、高等学校において、講師、それから臨時職員等の採用はどこで決めているのかということ、まず2点お聞きしたいと思います。

○高橋教育長 教育公務員、これは広い意味では教員も含めまして公教育に携わる者全般が公務員でございますので、そういうことですけれども、法律的にも教育公務員特例法というのがございまして、その言葉を知っているかという御質問でございますので、我々常にそういうことを頭に入れながら仕事をしているということでございます。

それで、講師の採用ですけれども、講師につきましても任命権者につきましても、市町村立学校、それから県立学校を含めまして、任命権者は教育委員会でございますので、その採用手続については教育委員会で行っているということでございます。

○神崎浩之委員 職員の不祥事というのは前からあることなのですけれども、私も市議会のときからずっといろんなことを聞いているのですけれども、今までは、例えばスピード違反とか、それから飲酒とかという、道路交通法の範疇の中での不祥事というのがあったのですが、今回はここ立て続けに刑事事件にも発展するような内容でありました。それで、このところ本当にあって、実は次の日の新聞かなと思っていたら、大麻の件についてはその日の夕方のテレビ放送でもされておりまして、随分PTAの仲間でも話題になっておりました。ということで、この方は講師ということで、それから以前にも勤めていたということだったのですけれども、その採用というのはどこで行ったのか。あと、過去の採用時にはそういう問題等はもちろなかったと思うのですけれども、過去にも1度採用していたということなのですが、それはそれでよろしいのかについてお聞きしたいと思います。

○山形県立学校人事課長 このたびの大麻取締法違反で逮捕されている非常勤講師でございますが、平成13年から6年間ほど県立の高等学校で講師をしております。平成19年の3月をもってこちらのほうで任用をやめましたのは、特にそういった問題があったわけではございませんけれども、学校のほうの評判というのを聞きまして、成績は非常によいのですけれども、生徒の指導には問題があるのではないかというような校長等からのお話がございます、それからは任用を控えておりました。平成26年度、特別支援学校でなかなか講師が見つからなかったときに、たまたまその方が、塾とかそういうのはやっていたのですけれども仕事を持っていなかったということで、学校のほうでその方を見つけて、非常勤講師ということで採用したという形になっております。もちろん、なかなか学校のほうで見つからなかったのも、教職員課のほうに誰かいないだろうかということで相談がありまして、教員採用試験を受けていた一人としてその者を紹介したということでございます。

○神崎浩之委員 教育長、今の経過はどうですかね。いろんな不祥事があるということなのですが、刑事事件ということであって、こういうことって知事部局でもあるものなのか。お聞きしたいのですけれども、教育委員会関係の職員というのは確かに人数は多いのですけれども、こういう事案というのは知事部局でもあるのでしょうか。先ほど教育公務員と

いう話も再確認をさせていただいたわけなのですけれども、今の説明を聞きますと、かつて不適格な方のようにありまして、それを今回また採用して、こういうふうな事件に至るということは、採用の仕方とか、そういうことについて問題があるのではないかなというふうに思うのですけれども、知事部局の関係、それから今の経過について教育長にコメントを求めたいと思います。

○高橋教育長 まず、冒頭おわび申し上げさせていただき、今回は2件の事案が引き続き起こったということに対して発言させていただきましたけれども、今年度に入りまして教職員の逮捕事案が3件になったというようなこともございます。教育公務員が一般の公務員と違いますのは、子供たちの教育に直接携わるということで、その影響が極めて大きいと。言い方を変えれば、より高い倫理感が求められ、そして指導力もきちっと持ち合わせなければならないということで、特に倫理感についてはより強く求められるというように思っております。

そういう中で、今回の大麻取締法違反の件で逮捕されたという事案につきまして、今までは講師歴があるということでございますが、実はTOEICの点数が極めて高い職員でございまして、いわば実力的には英会話、通常の実用英語を使えるようなレベルでございます。県立学校とすれば、そういう成績を見ると、非常に力をかりたいというような中で採用したということはありませんけれども、実際指導力という面では、生徒たちとのコミュニケーションがなかなかとりづらいということで、県立学校では採用をやめたということでした。

それで、特別支援学校のほうでなかなか適任者が見つからないという中で採用したのですけれども、これは特定の職員が事件を起こしたということで、その採用時のことは聞かれるのは当たり前のことだと思いますが、一般的な職員採用に当たって、人格を含めて全てを見きわめるというのは、これはなかなか難しいというのが現実でございます。だからこそ採用した後の指導を節目、節目できちんとやっていく。中でのOJTを通じながら、そしてまた道徳的な面も含めましてきちんと、そして何よりもコンプライアンスの基本はきちんと押さえて仕事をするというのが一番だと思っております。

そしてまた、法令遵守というのは、これは道路交通法だけではなくて、この社会というのはいろんなルールの中で生きていますので、何をやっていいか悪いかというのは、大人であればその辺の感覚というのは、これは小学生、幼稚園児に教えるわけではないのです。それは当然しかるべきだということです。ただそういうことを節目、節目できちんと理解してもらうような、心に響くような指導も、また我々もこれを継続してやっていかなければならない。そして、特に今回の事案の発生に当たりましては、これを教訓としなければならないということで、これまで再三にわたって陳謝申し上げているのですけれども、これまで以上に危機感を持ってきちっと対応していきたいというように思っております。

それから、大麻取締法事件については、私の記憶の範囲でお答えしますが、本県始まって以来というように認識いたしております。

〔飯澤匡委員「ALTでいたでしょう。大麻所持だった。紫波高校で。」と呼ぶ〕

○平賀教育次長兼学校教育室長 平成12年に紫波高校のALTが大麻所持で逮捕されて、強制送還されたという事案がございます。

○岩淵誠委員 何点かお聞きしますが、花泉高校関連でまずお聞きをしたいと思います。昨日の教育委員会議で1学級減ということが決定をされました。提案以来の経過を踏まえての決定であったわけでありますので、残念ではありますけれども、これは一つの結論というふうに受けとめたいと思います。この間、地元として取り組む時間を与えていただいたことには感謝申し上げたいというふうに思います。それで、幾つか報道はなされておりますけれども、昨日の教育委員会議で、この1学級減に関して、教育委員の間でどのような議論があったのか、これについて少し御紹介いただきたいと思います。

○木村高校改革課長 昨日の教育委員会議での議論の内容でございますけれども、4点ほどございます。御紹介したいと思います。1点目は、志願者数、推薦と一般選抜の数を合わせて37名ということになりましたが、その地区別の内訳、旧花泉町とそれ以外という比率でどういう割合だったのかということで、旧花泉町が19名で、それ以外、旧一関、藤沢、宮城県を入れまして18名という状況だということをお話ししたところでございます。

あと、これまで2学級校を1学級減にした事例についてどうだったのかという質問がありました。現在1学級校が3校ありますが、大迫高校は平成20年に1学級ということで学級の削減をしておりますが、後期のルール、1学級の定員20名以上を2年継続して欠員が発生し、平成18年に34人、平成19年に32人という欠員になったということで、平成20年に学級減をしていること。そして、宮古北高校は、平成23年に学級減をしておりますが、これは平成22年に43人という欠員があったことによって行っていること。そして直近では、住田高校でございますけれども、平成25年に学級減をしております。平成23年に53名の欠員があったところですが、震災直後ということで全県的に学級減を見送ったということもございまして、その翌年の平成24年度に50名の欠員があったということで、平成25年度に学級減をしているということを御説明いたしました。

あと、3点目といたしましては、志願者が40名に届かない理由としてどのような動向が考えられるのかというお話がありまして、地元中学校の動向等について、地元市教育委員会から伺っている宮城県内の総合学科高校への進学者、そして部活動を考慮した学校選択等が考えられるのではないかとということとかお話しさせていただいたところでございます。

あと、4点目といたしましては、今後の教職員体制と教育課程ということで、1学級になることによって教員2名減が考えられるのだけれども、加配等で対応するという、そして教育課程上は、案のほうは10月時点で2学級で作成していたために今後見直しを行うということについて質疑がございまして、直ちに入学者の回復を見込むことが難しいということで、やむなく学級減を行うこととして花泉高校の1学級減を決定したところでございます。

○岩淵誠委員 あと4人というところでありまして、地元もかなりいろんな対応をして頑

張ったのでありますが、ルールということでもありますので。ただ、幾つかここには問題がありますので、その点については後から触れます。

間近に迫った問題とすれば、37名ですから定員の9割以上を超えていますので、1割以上欠員が生じた場合には再募集がないというような規定になっていたかと思います。そうしますと、私再募集あると思っていたのですというようなところがあると、中学浪人なんという話も出てまいります。これについては十分に今まで指導してきたことかとは思いますが、その辺の対策についてはこれまでどうだったのか。

それから、今のお話の中で、1学級減で教員の配置は2名減だけれども、加配で対応するということではありますが、これは1学級減だけれども、来年度に関しては教員の数は変わらないと、こういうふうに解釈してよろしいかどうか。

○木村高校改革課長 再募集の関係等についてでございます。これまで、昨年10月に、平成27年度の学級編制を決めた後に実施いたしました入試説明会で、各中学校の進路担当の方々に対して、花泉高校については志願者が確定した段階で学級減を検討する場合もあるということで、平成27年度から1学級になる可能性という部分も説明してきていたところでございます。

そして、昨日、教育委員会議のほうでこのような形になりましたので、昨日中に教育事務所を通じまして、市町村教育委員会、そして関係する中学校に対する周知ということで、文書依頼をしながら、留意事項ということで平成27年度入試における花泉高校の募集学級数が1学級となることから、仮に再募集が行われる場合は1学級定員40名の範囲内で募集することになるということをお伝えしておりますので、この点は十分周知徹底に努めたいと思います。

なお、この再募集の関係については、再募集を行うかどうかは学校長判断になりますが、おおむね1割の欠員が生じている場合に行うという形になっているものでございます。

○山形県立学校人事課長 花泉高校の教職員の数でございますが、標準法では平成26年度、今年度までは教諭等は16名でございました。1学級減ということで来年度は14名ということになりますが、ここに2名の加配の措置ということを考えてございます。

○岩淵誠委員 再募集の件ですけれども、これは最後は学校長判断ということなのですが、きのう時点の通知では遅くて、私が言っているのは調整前、いわゆる試験を受けるという段階できちんとした説明があったと思いますけれども、それはちゃんとやっていたのですよねという確認の意味ではありますが。

○木村高校改革課長 入試説明会のほうで周知を徹底したということを受けまして、地元中学校のほうでは花泉高校で再募集が行われない可能性がある前提で進路指導を行っているということで伺っているところでございます。今後とも十分周知の徹底に努めてまいりたいと思います。

○岩淵誠委員 今後の対応については、柔軟に対応していただきたいと思います。

実は、花泉高校は何度も御紹介しておりますけれども、ことしは4年制国公立大学の合

格者が出ております。そのほかにも4年制大学の合格者が出ているようでありますし、就職率は100%、地元も相当高い割合になっている。2クラスあった中で、いわゆる進学希望者、そして就職希望者ということで、それぞれそれなりのクラス分けをして、きちんとした指導してきた成果だと思うのですが、1クラスになって、進学したい人もいる、就職したいという人もいるという中で、どういう指導をしていくのか、これが今後大変心配をされているところでありますが、このあたりについてはどのような対応を考えていらっしゃいますか。

○岩井高校教育課長 現在も2学級校、1学級校とありますが、それぞれ限られた教員の数の中で教育課程をいろいろ工夫して組んでおりまして、1学級校においては、これから学校のほうでいろいろ工夫して教育課程を組むと思います。これまでの例としては、授業する際に習熟度別にクラスを分けて、きめ細かに授業をすとか、あるいは科目選択についても、進学、就職するコースによって柔軟に教科を選べるように、進学する生徒に対しては国、数、英、理科、社会の5教科、受験科目に当たるものを単位数をふやす。就職する生徒に関しては、商業科目とか専門科目を導入して、より実践的な技能の習得を図る。教員は限られておりますが、そういった形で教育課程を工夫して、よりきめ細かい指導に当たっております。花泉高校もこれから教育課程は工夫していくと思います。

○岩淵誠委員 工夫していくと思いますではなくて工夫してください。1クラスになって、生徒のモチベーションというよりは先生方のモチベーションのほうが私は心配でありまして、いずれことし大変立派な進路を達成したわけでありますので、この進路実績が1クラスになったからといって落ちることのないように、ぜひそこはやっていただきたいと思えます。

一連の花泉高校関連の話聞いて、いろいろと活動させていただく中で、一つ気になったことがありますのでお話し申し上げますが、志願者減の理由として、宮城県の高校の存在があるということは県教育委員会もお認めになっているようであります。私は、県境での学校づくり、それから、どういう学校をどこに配置するかというのは相当戦略的に練らなければいけないのだろうというふうに思っています。宮城県は、4月から新たに登米総合産業高校というのをつくります。これは隣接する登米市内の三つの実業高校を一つにして、しかも岩手県に最も近いところの高校にそれを集約するということであります。今地元から迫桜高校には相当な数が行っているのです。ところが、逆に宮城県から来ているところというのは少ない。これは宮城県の学校づくりと岩手県の学校づくり、ある意味魅力の差があるのではないかと。あるいはどういう進路をとらせようかという戦略を、これから高校再編の話もありますけれども、もう少し工夫をしないと、地元の人材育成の観点からしても、これは相当厳しいぞという印象を持っています。県教育委員会も、志願者減で宮城県に流れていますというのは、私はちょっと反省を持っていただきたいと思えます。

○高橋教育長 先ほど迫桜高校の話がございました。もちろんそれも一つの大きな要因だということも思っておりますけれども、前回の委員会の中でもお話をさせていただきました

たが、これは単に迫桜高校だけの話ではなくて、花泉の高校生たちはその多くが一関二高とか一関一高、一関全体のエリアの中に流出しているということがございまして、そういう中で地域のさまざまな取り組みがあったのですけれども、残念ながらこういう結果になってしまったということで、これは事実として我々受けとめなければだめだというように思っております。いずれそれぞれの岩手県の生徒たちが学ぶ教育の環境というのは、これを不断に充実させていかなければならない。特に来年度におきましては、高校再編の具体的な検討をすることになっておりますので、そういう中で学科のあり方、それから高校の学校規模のあり方等、幅広に検討していくことになっておりますので、そういう中で本県の将来的な高校のあるべき姿というものの具現化を検討していきたいというように思っております。

○**岩淵誠委員** もう少し具体の話をししますと、宮城県の学校に、我々の親の世代といえますか、大体60歳以上の人たちは栗原農業高校に行ったのです。これは地域に農業が多かったですから、農業を学びたいといっても一関にはなかったのです。一関農業高校は後からできたものですから、だから宮城県なのです。我々が卒業したころは、そんなに宮城県に行っていないのです。行きましたけれども、そんな数ではないのです。今になってまたふえているということなのです。だから、それは学校づくりの魅力の差だということは、確かに一関にも行っていますけれども、県境をまたいで行くということは、哲学だとかどういふ高校で何を学びたいということが、岩手県の中で進路の選択がないという裏返しなわけですから、その辺をきちんと分析して真摯に受けとめないと、岩手県の人材を育てられないということになると思うので、よく分析をしていただきたいと思ひますし、地域の声に耳を傾けていただきたいと思ひます。

この問題の最後に、小規模校になればなるほど、地域と学校がどういう関係を結んで、そして子供たちを育てていくのかということがとても重要になるわけですが、実は今回私からするととても信じがたい残念な出来事がございました。1クラスか2クラスかということについては地元の活動を見たいということで時間をいただいたということで、同窓会を中心に相当なことを考えて活動されておるわけです。ところが、当該高校に行ったときに、こんな会話が合ったそうですよ。花泉高校のことしの実績だとか、そういうことを町内全戸に配りたいと、あるいは制服も変えてみたいということを同窓会から提案をしたそうであります。しかし、そこに対応した管理職は、4月以降1クラスになってから考えてください。今の段階で考えたって無理なのですから、そんなことはやめてください、そんな発言があったのです。地域のほうが支えると言っているのに、高校のこの対応についてはまことに許しがたい、このように思っております。その事実を把握していますか。

○**岩井高校教育課長** 委員御指摘の件につきまして、高校のほうにも確認をいたしました。直接そのように受け取られるような発言は確認できませんでした。いろいろ経緯も確認いたしました。学校としては、基本的なスタンスとしては同窓会の取り組みについてはありがたい、感謝しているということでお話を受けております。2月8日付の岩手日報

に制服の補助についての記事が載っているわけですが、そこで校長のコメントとしては、とてもありがたいと新入生や保護者もうれしいだろう、魅力ある学校づくりに努力を続けたい、感謝するというコメントが載っております。基本的には同窓会の支援に対しては感謝するというので、協力できるところは協力したいという気持ちでいたことと思いますが、同窓会との話し合いの中で、花高通信という学校通信を地域に配布するという提案につきましては、そこは既に中学校等公共機関に関しては高校のほうから花高通信として配布済みでしたので、改めて同じ内容のものを町内に配ることについては、もう少し新たな内容も盛り込みたいというお話をしたようです。そのことについては、最終的には12月にPTA、同窓会、学校の管理職をあわせて話し合いの場が持たれまして、そこでいろいろ検討したのですが、最終的にはデータは提供するけれども、学校の事情として印刷までは手回りませんので印刷はお願いできませんかといった、そういった趣旨の提案はあったようですが、同窓会の方の受けとめ方として、学校の教育体制がいかなものかという印象を持たれたのは、学校としてできること、できないことを説明する際にいろいろ行き違いがあったのではないかと、そのときの印象、心証というものがそのような受けとめ方になったのではないかと受けとめております。学校として適切な言動だったのか、そこはその場にはない限りわからないのですけれども、基本的なスタンスとしては学校としても地域に貢献できるよう学校行事等も組んでおりますし、地域の教育のおかげで就職も管内状況が好転してきておりますし、進学に関しても委員御指摘のとおり国公立大学を初め4年制大学への進学も果たせるようになってきておりますので、第一義的には学校の教育活動を充実させることで地元でPRして、生徒、中学生に、あるいは地域の方に学校を注目していただく、その上で希望してもらい、そういう気持ちに変わりはないと考えております。

○岩淵誠委員 私は岩井課長からもそういう説明を受けましたけれども、実はその前の段階で既に個別の対応でそういう会話があったそうでもあります。2月の記事についても、そのことを指摘した後のコメントであります。これ以上そのことについてつまびらかにするつもりはないのですが、要は本当に地域と共同して学校づくりを進めていく、小規模になればなるほど地域とどう溶け込んで協力体制を構築するかということの中で、それはお互いの言い分もあろうかと思いますが、一般常識からいっても不正常な中でこの経緯が中であつたということに同窓会の皆さんは大変残念に思っている。

今後、特に1クラスになって、もう後がないと。学校の存廃までなる中で、どう地域で学校を守り育てていくのだという中で、本当に地域と学校というのはどうあるべきなのか。教員の皆さんがただ職場と思ってもらっても困るわけですよ。これは花泉高校だけの問題ではなくて、これから小規模校の存廃がどうなるかということも言われています。人口減少も進んでいます。そういう中でもう一度この点をお互いに気をつけてやっつけていかないと、人材を育成するというお題目は立派です、地域でやるというのも立派なのだけれども、これでは全く話にならないというふうに思いますが、教育長にコメントがあれば伺って終わります。

○高橋教育長 今般の定例会の本会議の中でも、小規模校と地域との関係等について御質問をいただいたところございまして、その中でこれは学校側、それから地域側、双方向からの関係を深めていく、そういうことが大事だというような趣旨を申し上げさせていただきました。ただいまいただいた岩渕委員からの御意見等も十分踏まえながら、今後の高校再編等についての議論の中で具体的な検討を進めていきたいというように思っています。

○高橋元委員長 この際、10分間休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小西和子委員 まず、小中一貫教育について伺います。例えば大槌学園ということに限ってでも結構でございます。もしわかれば、県内の全ての小中一貫教育についてお答えいただければありがたいなと思います。

小中一貫教育の実施に踏み切った意義や目的、それから小中一貫教育というのはまだ一般的ではございませんが、教育課程編成等の指導というのは県教育委員会が行ったのか、それとも文部科学省に指導を仰いだのか。

それから、小中一貫のためのルールというのは果たしてあるのか。中央教育審議会でいろいろ議論はしておりますけれども、こうしましょうというルール、方針というものが果たしてあるのかどうかということです。大槌の場合は校舎一体型でございますし、吉里吉里の場合は別ですし、土淵も、あそこは一体といえれば一体のような、離れているような、そういうのがありますけれども、その状況。

それから、小学校における教科担任制、よく5、6年生を教科担任制にということが小中一貫の場合にあります。それと、乗り入れですね、中学校の教員が小学校で教えるとか、小学校の教員が中学校で教えるとか、そういうこと。

あとは、いろんな制度的な制約もあるかと思えます。それと、人員が足りなくなりますが、その特別な加配というものはあるのか。

現段階での課題というものはどのように捉えているかということを一気にお伺いします。

○藤岡義務教育課長 それでは、私のほうからは、後半にありました制度的なものと同加配のこと以外について御説明をさせていただきたいと思えます。

小中一貫教育につきましては、県内だけではなくて、全国的にも大体2010年ぐらいから導入が進んでまいりました。特に教育基本法、学校教育法で義務教育の目的、目標というものが規定されてから、小中一貫教育を実施する自治体がふえてきたというふうに捉えているところでございます。せっかくでございますので、大槌町の状況について御紹介することで説明とさせていただきたいと思えます。大槌町における小中一貫教育の導入の目的についてでございますけれども、児童生徒が自分のよさや特性を發揮しながら、生き生きと学校生活を送ることができるようにするために、従来の教育システムをさらに充実させるということで、小学校と中学校がより連携を深め、学校、保護者、地域住民が総合的

に子供たちを育てていくことを目的とする、そのための仕組みとして小中一貫教育を平成27年度より導入したいというふうに伺っております。

2点目の教育課程編成等の指導でございますけれども、基本的には設置者でございます大槌町教育委員会が行うこととなっております。県教育委員会としましては、大槌町教育委員会、または学校が進めようとしております9年間を計画的に継続的に学ぶことができる学びの保障ということと、地域や学校の実情や実態を踏まえた特色ある教育課程の実施に向けて情報提供、または指導支援をする、助言のような形でかかわるようなことを通しながら、適切に支援をしてきているところでございます。

ルールというお話がございましたけれども、小中一貫教育に関する設置基準というものは現行法の中ではございません。ですから、学校教育法に示されている小学校設置基準及び中学校設置基準によって、現在は設置されているということになります。そのことから現在、中央教育審議会での新しい制度の導入について検討が進められているというような状況でございます。

校舎の設置状況についてですが、大槌町教育委員会は、先ほど委員から御紹介がございましたとおり、施設一体型の校舎の建築に向けて現在取り組みを進めているということで、平成28年度に開校する予定と聞いております。また、盛岡の土淵小中学校におきましても、盛岡市のコメントでは施設一体型という捉えをしているようでございまして、こちらのほうも平成28年度の開校を目指して準備を進めているということでございます。

5点目の教科担任制及び乗り入れ授業についてでございますが、教科担任制の導入につきましては、教員の専門性や特性を生かして学習活動の充実を図ることを通しながら、子供たちにより充実した教育を保障していこうという中で進められているものでございます。小中一貫教育を考えている自治体では、そういう中で乗り入れ授業というものを考えているわけですが、大槌町においては小学校外国語活動や算数科または理科等、一部において中学校の教員が小学校の授業にかかわるようにしながら授業を進めているというふうに報告を受けております。ただ、その際、指導形態や指導方法は学校の裁量ということで、無理のないように進めることに留意しながら、現在進めているというような報告を受けているところでございます。

課題についてですが、大槌町からの聞き取りによりますと、学校は教育活動の計画を立てていく、または実施していくことにかかわっては、職員間での協議が必要になるわけなのですが、その時間確保が非常に難しいところがあるということが1点。また、外部人材の活用とか地域との連携の中で進められていくわけなのですが、より充実させていく工夫をどうしていけばいいのかということも今後検討していかなければいけないということが課題として挙げられているようでございます。全国的な中で課題として挙げられているのは、人間関係の固定化ということをどのように解決していくかということも挙げられているところでございます。

○佐藤小中学校人事課長 小中一貫教育の制度的な制約と加配等の配慮についてでござ

います。ただいま義務教育課長の答弁の中にもございましたが、小中一貫校につきましては、現段階においては制度化されたものではないことから、実施している学校においては小学校、中学校、それぞれ単体と見ながら配当基準に沿って定数措置を行っているところでございます。なお、加配等については、県としての特別の措置は行ってございませんが、学校の実情等を踏まえて、今後配置上の配慮は考えていきたいと思っています。

○小西和子委員 先日朝日新聞に、小中一貫校、子供の現状は普通の学校より満足度低目、いらいらしがちという記事が載ったのです。小学校1年生から中学校3年生までがずっと一緒ということですから、例えば小学校でいうと、5、6年生は上級生ですよ、上級生だからリーダーさん頑張るってねとかというふうにして育てるし、育つのです。ところが、一貫校ですと、中学校2年生、3年生は頑張るかもしれませんが、真ん中の5、6年生あたりは、何となくリーダーとして活躍する場面がなかったりというようなことが心配されております。ただ、中1ギャップ解消等については効果があるかと思えます。ほかにも広がるかどうかはわからないのですけれども、思ったより少ないですよ。文部科学省はもっといくだらうと思ったかもしれませんが。そういう中で、推進するには十分な実態把握等が必要ではないか。子供たちが生き生きと伸びていくにはどうしたらいいのか。子供の自信は低目であるというように、どこかの大学が調査研究をした結果が出されておりましたので、大槌型もうまくいくといいなというふうに願っております。

それから、どうしても加配が必要になるのではないかなと思います。震災の加配はつくのだと思いますけれども、小中一貫でもちょっとは加配が必要かなと思います。これは全体の配置とのかかわりだと思います。効果が上がるようだといいなと願っております。

次、新年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが改正されまして、4月1日から施行となります。総合教育会議というのを置くわけですけれども、事務局を知事部局に置くのか、教育委員会に置くのか、もう決まっていらっしゃると思いますのでお伺いします。教育委員会に置いたほうがより教育的であると私は考えておりますけれども、その理由もお伺いします。それから、多分全市町村についても決まっているのではないかと思いますので、あとでペーパーでいただきたいと思えますし、どのような傾向かというところをお伺いしたいと思います。

時間短縮のためまとめてお伺いします。次に、国体と教育課程についてお伺いします。平成27年度は冬季国体があります。そして、平成28年度には本大会、それから障害者スポーツ大会があるわけですけれども、競技場の近くの学校だと、吹雪の中、応援しに行きなさいということがあるのですよ。私、県営スケート場の近くの学校にも勤務したのですが、旗を持って行ってくださいとか、ポスターをつくってくださいといきなり来るのですけれども、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育課程に与える影響というのは、今の時点でどのように捉えているのか。平成27年度は冬季だけで特にありませんよ、平成28年度に入ってからこういうことが想定されますよということでもよろしいですから、現場はそれを心配しておりましたので、今時点でわかっていることを教えていただきたい。

○八重樫教育次長兼教育企画室長 総合教育会議の事務局につきましては、構成員が知事と教育委員会であること、また想定される協議事項が教育委員会の業務に密接に関連するものでありますことから、会議の事務は教育委員会事務局の職員が補助執行することとして、現在関係規程の整備を進めております。

県内市町村の状況につきましては、首長部局に事務局を置くこととした市町村が2市町、教育委員会に事務局を置くこととした市町村が16市町村、未定の市町村が15市町村と聞いております。

○八木スポーツ健康課総括課長 国体と学校の教育についてでございますけれども、昨年4月に各小中学校に通知を出しまして、希望郷いわて国体、希望郷いわて大会の開催に係る諸行事に参加する児童生徒の取り扱いということで通知をさせていただきました。その中で、特に留意事項ということで、参加する児童生徒を把握し教育計画に適切に位置づけること、参加する児童生徒の安全及び健康管理に留意し事故防止に万全を期すること、参加する児童生徒の学習に関する不安が生じることのないよう配慮することということと通知しております。今国体・障がい者スポーツ大会局のほうも、できる限り授業等に支障のない方向で調整したいということは伺っております。

それにしても、私も国体に何回も参加しましたが、地元の手づくりの頑張れ岩手県選手団というのに非常に勇気づけられて頑張ったという選手がたくさんおりますので、授業等に過度に負担のかからない形で進めていただければなというふうに考えております。

○小西和子委員 では、その通知、後でいただきたいと思います。

岩手県はもちろんですけども、他県を割り当てられる。何々小学校は何県のを書いてというふうにして、全国の応援に行くというのが今まで勤務した学校でもありましたので、過度な負担にならないように御配慮をお願いいたしますし、国体とかインターハイが岩手県に来たときに、例年と言ったらあれですけども、何例かですが、高校の教員だったり、犠牲者が出ていますね。そういうことのないように御配慮を願いたいと思います。終わります。

○斉藤信委員 最初に、先ほど聞けなかったことを先に聞きます。高田高校の整備状況ですが、3月末までに整備されるものは何で、それ以降に延びるものは何なのかと、そのことをまず第1に示してください。

もう一つ、被災した小中学校の再建の見通し、今わかっている範囲で教えてください。

○宮澤学校施設課長 高田高校でございますが、この3月末までに完成できる、あるいは完成している建物でございますが、まず第1体育館でございますが、平成25年度事業で完成しております、既に供用を開始しております。それから、教室管理棟、いわゆる校舎でございます。これは3月19日に完成引き渡しの予定でございますが、4月9日には新校舎において入学式が挙行される予定となっております。そのほか、第2体育館と柔剣道場、それから実習室が同じく3月19日に引き渡しの予定でございます。

それから、残る建物でございます。まず部室、それから第1グラウンド、第2グラウン

ド、研修会館、艇庫、道具庫、それからプール及び職員住宅など。まず、部室でございますが、これは平成 27 年度に仮設の部室を建設予定でございます。ただ、本設の部室につきましては、これは第 2 グラウンドに現在仮設住宅がございますので、その仮設住宅の撤去後に建設という計画でございます。

それから、第 1 グラウンドでございます。これは現在仮設グラウンドということで暫定の完成を見てございます。これは平成 27 年度から供用を開始する予定でありますけれども、今後、市の都市計画におきまして換地がなされますので、その換地によりさらに面積を確保できる見通しであります。完成年につきましては都市計画の進展によると考えてございます。

それから、第 2 グラウンドでございます。これは、仮設住宅の撤去後に供用開始、再開する予定となっております。

それから、研修会館でございます。これは現在仮部室を建てる予定があるわけですが、その仮部室の跡地に建てるという予定でございますので、仮設グラウンドに連動して部室が完成し、仮の部室を撤去後に、その後すぐ建てるということになっております。

それから、艇庫、道具庫でございます。これは昨年度既に設計を終えてございますけれども、広田の港湾工事のおくれから平成 28 年度に整備予定となっております。

それから、プール及び職員住宅でございます。これは、先ほどの第 2 グラウンドと同じように、都市計画による換地で用地を確保の上、着工予定となっておりますので、少々先のことになるかと思えます。

それから、市町村立学校の復興状況でございますけれども、現在までに完成いたしましたのは山田町立船越小学校 1 校のみでございます。現在 5 市町村、13 校において整備事業が実施されてございます。その多くのは、現段階でございますが、当初のスケジュールより完成が 1 年ないし 2 年おくれるということでありまして、多くのものは平成 28 年度、さらに平成 29 年度以降に完成が延びると考えられるものもございます。

○**斉藤信委員** それで、高田高校は 3 月までにかかなりの程度整備されるのだけれども、野球部以外に部活動に支障を来すということはないのですか。授業その他、支障を来すものはありますか。

○**平賀教育次長兼学校教育室長** 学校の下のところ、今グラウンドを造成中であるというのは、この間見てきたところでございますけれども、野球部に関しましては依然として萱中校舎のほうにも行ったりして練習しなければいけないというようなことはあろうかと思っております。校舎自体は敷地面積がちょっと狭いのですけれども、体育館等も整備して、室内でできる競技等の練習場所はある程度確保されていると思えます。その辺についてはよろしいのですが、サッカーとかについてはなかなか、今まだ整備中かと思えますけれども、この間ちょっと行ったときに聞いてきましたが、平成 27 年度からこの面積をとりあえず確保して何とかやろうということは、十分かと言われると、学校を預かる者として考えたときに、ちょっと生徒たちに迷惑をかけるかもしれないなと思いつつも、何とか工夫し

ながらやろうというようなところがございます。

○**斉藤信委員** それで、いろいろ不便はあるけれども、野球部以外は基本的には新校舎の中で対応できるということでもいいのですか。

○**平賀教育次長兼学校教育室長** そう捉えております。

○**斉藤信委員** 小中学校の整備が平成 28 年度とか平成 29 年度以降にずれて、本当は一番優先されるべき子供たちの学びやが残念ながらおくらしているということも、県の教育委員会としても心にとめてやっていただきたい。

そして、学校の建設の場合は、予定価格が低くて、入札不調が多いのです。例えば陸前高田市で聞きましたけれども、高田東中学校は、統合して 21 億円の予定価格で、最低で出したのが 27 億円だったそうです。このぐらい開きがある。また設計し直して価格を上げて、何とか無理無理、赤字覚悟でやってもらうことになったという話ですが、公共事業は設計労務単価その他は引き上がっているのだけれども、教育関係の場合もそれに見合っただけで、単価、建築費というのは上がっているのですか。

○**宮澤学校施設課長** 学校建設事業におきます予定価格と申しますか、設計額でございます。設計額と実勢価格の差でございますが、先ほど委員からございましたとおり、最近の学校関係の入札不調の例によりますと、おおむね 1.4 倍ないし 1.5 倍程度と考えてございます。中身的には人材不足と人件費の高騰によると聞いてございます。県におきましては、国土交通省の公共建築工事積算基準に準拠いたしまして、県土整備部が定めます積算単価を学校建設に使用してございます。県営建設工事の積算ということでやっているわけでございますけれども、最近の入札の不調の状況等を踏まえまして、施工確保対策として単価等については機動的に改善する、あるいは人件費の精算方式などの導入が図られてございまして、私どももそうではありますが、市町村に対しても、県土整備部を通じまして、これら入札不調対策について情報提供でありますとか、さまざまな支援を行っているというふうに承知してございます。

県教育委員会としまして、それぞれの事業に応じまして、市町村に対して必要な相談支援を行っているところでございますが、いずれにしても、できるだけ早期に入札が整い整備が順調に進むようにしていただきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 大槌町の小中学校も入札不調でかなり延びるのです。だから、本当に延びてはならないのがまたこういうことで延びるということにならないように、ひとつ丁寧にやっていただきたい。1.4 倍から 1.5 倍ということですから、本当に大変だと思います。

それで、二つ目に、盛岡となん支援学校の移転整備の建設費はどうだったのか。やっばり 1.5 倍ぐらいの値段になったのか、いつ完成するのか。前にこの委員会で教育長だったと思いますけれども、盛岡となん支援学校の移転した跡地、ここに高等部の新設でしょうか、考えたいという重要な答弁がありました。私はこれは早く具体化していただきたい、極めて切実なので。だから、盛岡となん支援学校はもう移転が決まってしまうので、既に整備が始まっていますから、その跡地利用で、この具体的方向性を示していただきたい

い。

あと、二戸の高等部の分教室は、来年度予算で福岡工業高校への整備費が予算化されましたが、釜石、そして北上の請願採択された支援学校の整備、分教室の取り組みなどを示していただきたい。

○宮澤学校施設課長 盛岡となん支援学校でございますが、建設工事につきましては平成27年度に着工いたしますが、現時点でおおよそ38億円の事業計画でございます。事業費は、当初の積算と比べると大幅に伸びてございます。主な要因といたしましては、病院というか、療育センターと一体的に整備する建物でございますので、病院施設との関連から種々の階高、床の高さを合わせなければならなかったということ。あるいは消防法の規制によりまして、病院施設と合築でございますので、各室にスプリンクラーを設けなければならなかったり、それから、建設単価の増高等もあって、38億円というのが現在の見通しとなっているものでございます。それから、完成予定でございますけれども、平成29年度に県立療育センターとともに開設、開所という予定になってございます。

○民部田特別支援教育課長 盛岡となん支援学校の移転後の空き校舎の活用についてでございますが、活用の方向性を検討するために、昨年9月、岩手県特別支援学校PTA連合会長などの特別支援教育関係者を交えた盛岡となん支援学校移転に伴う空き校舎活用検討委員会を開いたところでございます。この検討会におきまして、盛岡みだけ支援学校の児童生徒の増加に伴う教室不足の解消のため、この空き校舎を新設の知的障がい対象の特別支援学校として活用すべきという御意見をいただきましたので、今後教育委員会においてこの方向に沿って具体的な整備を検討してまいりたいと思っております。

続きまして、北上市の状況でございますが、昨年8月に北上市から要望を受けまして、議会請願前に協議を始めていたものでございます。要望を踏まえて、分教室の設置を中心に協議を進めてきたところでございます。現在北上市教育委員会と協議を行っているところであり、設置形態などの具体的なことに関しましても引き続き協議、検討してまいりたいと思っております。

それから、釜石の状況でございますが、昨年9月に第1回の釜石祥雲支援学校環境整備検討協議会を開催し、1月に第2回目を開催しております。これまでの協議では、請願提出者や釜石市教育委員会などの関係者に整備についての考え方を伺っております。次回は5月の予定でございますが、これまでの協議で具体的な移転先も出ていることから、これらの状況を確認しながら、協議会としての考え方を整理する予定でございます。

それから、二戸分教室でございますが、二戸地域を含めた県内内陸部につきましては、これまで県立の特別支援学校高等部がなく、地域で暮らしながら小中高と一貫した教育を受ける環境が未整備でございました。そのため、今般、高等部設置に係る整備費を平成27年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

○斉藤信委員 わかりました。盛岡となん支援学校の移転跡地も特別支援学校の新設という方向で検討されているということですので、これは早く具体化していただきたい。

次に、先ほどの補正予算にもあったのですが、県立学校児童生徒災害共済給付金が1,357万円の増額とありましたね。これは学校事故があったということなのか、学校事故の状況を含めて示していただきたい。

○石田学校企画課長 災害給付制度についてでございますけれども、これは独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係るものでございまして、学校の管理下における児童生徒の災害、これは負傷、けが、それから疾病、障がいまたは死亡に対して災害給付医療費、障がい見舞金、死亡見舞金の支給を行っております、運営に要する経費は国、学校の設置者、これは県でございます、それから保護者の3者で負担しております。

それで、今回当初予算計上させていただいておりますけれども、通常過去5年間の災害給付金の平均を予算計上しております。その中には、死亡見舞金も平均で1,400万円ほど計上させていただいておりますけれども、その年によって、給付の状況によって予算が足りなくなるというおそれがございます。そこで、今回、医療費の支払い実績、給付の状況を勘案しながら、2月補正で予算計上させていただいたものでございます。

それから、実績でございますけれども、平成26年度はまだ経過中でございますので、平成25年度の状況を申し上げますと、平成25年度は発生件数が合計で2,247件でございます。そのうち給付額は9,124万円ほどでございます。それで、その中で最も多いのがけがでございます。けが、疾病という分け方でございますが、2,241件で、このうち高校の発生件数が2,146件というものでございます。なお、発生件数でございますけれども、やはり年によって異なっております。大体2,100から2,400の間で発生件数がカウントされている状況でございます。

○斉藤信委員 最後です。神奈川県の中1年生の殺害事件という大変ショッキングな、そして重大な事件が発生して本当に心痛む思いでありますけれども、文部科学省からもこれにかかわる通知が出たと思っておりますが、どういう通知の内容で、県教育委員会は今どういう対応をしているのか、不登校の児童生徒への対応を含めて示していただきたい。

○大林生徒指導課長 川崎市で発生しました中学校1年生の殺人事件にかかわりまして、文部科学省から平成27年2月27日付で、児童生徒の安全に関する緊急確認調査ということで依頼がございました。日付は2月27日付だったのですが、我々のほうで確認したのはきのうの朝の段階でございます。趣旨といたしましては、この亡くなった生徒と同様の危機にさらされている可能性がある児童生徒を的確に把握するとともに、把握した内容について組織として緊急に対応していくことを目的とするというような趣旨でありまして、当然この中には警察とか児童相談所等関係機関との連携ということも含まれております。

調査対象は、教育委員会は公立の小中高等学校、特別支援学校ということになりますし、知事部局では私立の小中高も対象になると思っております。調査内容といたしましては二つございまして、2月27日時点で、授業日になりますけれども7日間以上連続して連絡がとれない、その生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれている者。二つ目といた

しまして、一つ目に該当する者のほか、学校外の集団、成人が主たる構成員であるものも含むとのかかわりの中で、その生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれている者。例のグループとのかかわりというようなこととなります。ということで、緊急の調査として、きのうの午前中のうちに各市町村教育委員会、あとは県立高校に依頼いたしまして、今週の木曜日、3月5日までに該当する児童生徒がいたら報告ということと、あとはそういうことが確認された場合には、至急関係機関と連携をとりながら適切な対応をとるようにという中身でございます。

県の状況等をまとめて文部科学省には3月9日までに報告ということで、これまでも不登校というか、登校を渋り、3日間学校に来なければ、まずはすぐに家庭訪問等も含めての対応をするということはずっと岩手県としてやっておりましてけれども、今回の事案を受けて以上のような調査をするということになっております。

○**斉藤信委員** これは今一番のニュースなのです。報道を見る限り、殺害された生徒はSOSを発信していた、殺されるかもしれないということも言っていた。しかし、抜け出せなかった。それを学校も大人もキャッチすることができなかった。思春期特有の中学生時代の特徴というのと、あと子供たちは知っていた、それを大人や学校が把握できなかったというのが本当に重大な教訓であり、課題ではないか。それだけに、子供たち一人一人の、不登校になっているとか、そういう問題を抱えている子供たちに本当に学校がゆとりを持ってということか、ある意味でいけば優先して手だて、対応をとる。これは重大事態に至らなくても、私は本当に必要なことではないのかなというふうに変じましたが、最後に教育長、去年は自殺事件もあったわけだから、ぜひこれを他県の話というふうにしなくて、子供たちの命をこんなことで絶対失ってはならないと思うのです。そういう点で、文部科学省の通知に基づく必要な調査や対応をすることとあわせて、この世代の子供たちの健全な成長というか、命を守るというのは学校で最優先課題だと、そういう形で取り組みを強化すべきと思いますが、いかがですか。

○**高橋教育長** 今回の川崎の事件が連日報道されている中で、まさにこれは背筋が凍るといいますか、それ以上に、人間社会でこういうことがあっていいのかというような大きな衝撃的な事件だというように思っております。そして、これまでも学校現場、それから児童生徒がかかわった事件というのは、大阪の池田小学校の事件もございました。そういう中で、さまざまな事件に子供たちが巻き込まれる可能性というのは、今回のようなものだけでなく、これから予期できないようなさまざまな危険性というのをこの社会は持ち合わせているというように思っています。

そういう中で、それぞれの学校において、子供たちの動向等をきめ細かく見ながら守っていくということに関して、現在学校を挙げて教職員一人一人が一生懸命頑張っていると認識しておりますけれども、なおこれからどういうことが起こり得るかというのは常に意識しながら、これまで以上に社会から子供を守るような取り組みを推進する必要があります。これは単に学校のみならず、警察ですとか、それから福祉団体等を含めまして、学校関係

者の総力を挙げて温かく見守るということと、子供たちを育てていくというような、社会に突きつけられている大きな課題だというように思います。

そういう中で、まずもって学校が責任を持った、でき得る限りの方途を講じていくということが大事だと思っております、できる限り子供たちを危険から守るというようなことも十分常々の教育活動の中で展開していく必要があると思っておりますし、また市町村教育委員会、県立学校と情報共有を図りながら、我々そういう気持ちを強く持っていきたいなというように思っています。

それからあと、これまで発生したもの、そういうことは対岸の火事ということではなくて、まさに他山の石とするというような、そういう思いを持つ機会だというように重く受けとめながら教育を推進していきたいというように思っています。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。

議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち総務部関係及び第 11 款災害復旧費第 6 項教育施設災害復旧費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼総務室長 議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）のうち総務部関係について御説明申し上げます。

お手元の議案（その 3）の 9 ページをお開き願います。10 款教育費のうち、8 項大学費は 48 万円余の増、9 項私立学校費は 2 億 490 万円余の減、及び 11 款災害復旧費のうち 6 項教育施設災害復旧費中、274 万円の減が総務部関係の補正予算であります。

詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書、207 ページをお開き願います。10 款教育費、8 項大学費、1 目大学費は、公立大学法人岩手県立大学運営交付金について 48 万 8,000 円の増額補正であり、県立大学が被災学生に対して行う授業料等減免額の確定によるものであります。

次に、208 ページをお開き願います。9 項私立学校費、1 目私立学校費は 2 億 490 万 7,000 円の減額補正であります。説明欄三つ目の私立高等学校等就学支援金交付金、それから下から四つ目の私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助など、事業費の確定による減であります。

次に、少し飛びまして 218 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、6 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費のうち、総務部関係は 274 万円の減額補正であり、私立学校等災害復旧支援事業費補助の事業費の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 まとめて聞いて終わります。一つは、私立高等学校等就学支援金交付金6億4,000万円余の減で、これは生徒数の減少が理由だったということですね。授業料免除の対象にならなかったのはどのぐらいあったのでしょうか。

それと、私立高等学校授業料等減免補助というのがあって、これは308万円の減額なのですが、これは低所得者に対するさらなる減免ということなのか、そのことを示していただきたい。それで、そもそも低所得者というのは、今まで授業料を減免されていたのです。だから、今回の給付金で決して救済されたわけではない。一番困っている人は、余り改善されなかったというのが実態なのですが、私立学校の場合には授業料と、その他の教育費、いわば学校に支出するものがあって、これ今まで大体半々だった。最近授業料のほうを高く設定するようになっていますが、ある意味でいけば、学校にかかわる教育費が減免されないと、県立高校とのバランスも含めて、ますます格差が広がるし、特に授業料を免除される低所得者の方々にはこうした学校に納入すべきものも免除の対象にすべきだと思いますが、どうなっているのでしょうか。

それと、学び直しへの支援事業費というのはどういうものなのか。

奨学のための給付金支給事業費、これが1,000万円余の減なのですが、これは低所得者に対する給付金ですよね。給付金奨学生なのですが、これ対象が今どうなっていて、減額の理由は何なのか。

最後、緊急スクールカウンセラー等の派遣、これは私立学校には何人派遣されているのか。緊急というが、これはいつまでの派遣事業となっているのかを示してください。

○千葉私学・情報公開課長 私立高等学校等就学支援金についてでございますけれども、まず今般減額いたしましたのは事業費の確定によるものでございまして、そのうち、今般の就学支援金を受けていない方につきましては、新制度の1年生につきましては359人、15.2%受給されておられません。これは所得額が910万円を上回るということによるものでございます。

次に、減免補助についてでございますが、この減免補助につきましては低所得者世帯に対しまして、授業料の差額分というものを給付するものでございますけれども、これは旧制度の就学支援金の生徒に対しまして、250万円未満の世帯に対しては月額200円、350万円未満の世帯に対しては2,150円ということで給付しているものでございます。そのほかに、新制度、旧制度を合わせまして家計急変、親が離婚されたとか、親が災害に遭ったとか、そういった方々に対して給付するものと、あとは専攻科生に対して月額9,900円ほどを補助しているという内容となっております。

次に、教育費に対する支援については授業料だけでなく全体にすべきではないかということにつきましては、さきの議会でも御指摘いただきまして、今後ともそういった形で研究、検討してまいりたいと存じます。

4点目の学び直しでございます。学び直しの補助金につきましては、例えば高校に入り

まして中退したといった場合、中退したけれども、やはり高校卒業資格を取りたいという時に、また入り直すわけですけれども、そういった場合に授業料を補助するというな制度でございまして、2月補正は見込みよりも大分その金額が下回ったということによるものでございます。

次は、奨学のための給付金でございますけれども、これは250万円未満の低所得者世帯で、市町村民税所得割が非課税となる世帯に対する授業料以外の補助になりますけれども、例えば、お二人の兄弟がいて、お姉さんとかお兄さんが23歳未満で扶養されている場合は、第2子目の高校生に対して13万8,000円の補助を行うとか、あるいは第1子目であれば3万8,900円の補助を行うといったような制度でございまして、これも見込みを下回ったことによる減額となっております。

次に、最後のカウンセラーでございますけれども、スクールカウンセラーにつきましては現在沿岸部の五つの幼稚園に6人ほど配置しております。このスクールカウンセラー事業は国の委託で行っておりますので、国の制度が続く限り、我々としてはその御希望があればやっていきたいと思っておりますし、被災地では幼児だけではなくて、幼児の保護者の方が心理的に不安定であったり、あるいは幼稚園の先生が心理的に不安定であったりということで、引き続きスクールカウンセラーに対する需要というのは高いものと思っております。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆様は御苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。